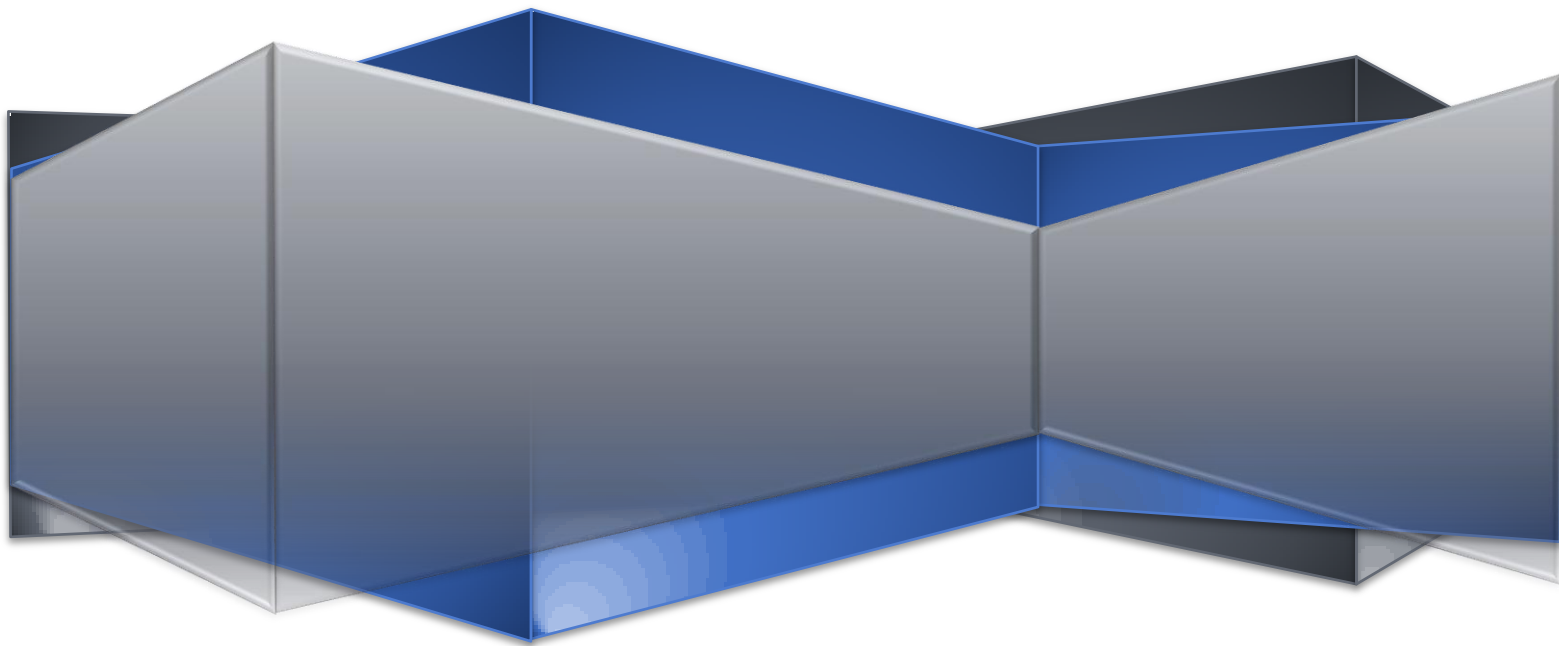


年金制度のポイント

平成 27 年度



平成 26 年度「わたしと年金」エッセイ 厚生労働大臣賞（2 作品）

沖縄県 大城 沙織 様（高校生 女性）

その瞬間はいきなり訪れた。一家の大黒柱だった父が急死したのだ。父の体を蝕むガンに気づいた時には、もう手遅れだった。誰もこうなることを予想などしていなかった。わずか数ヶ月前までスーツに身を包み、笑顔で働いていた父がこの世からいなくなるなんて。そして残されたのは、専業主婦だった母、まだ中学生だった私と双子の弟だった。

父が亡くなってすぐのこと。私は自分の戸籍謄本を目にする機会があった。その時私が目にしたものは、父の欄に入る一本の横線だった。それは、父がもうこの世にはいないことを表す横線だった。当たり前のことながら、たった一枚の紙に私は現実をつきつけられた。何て寂しいのだろう、私は思った。わずか数ヶ月前まで私の父は確かに存在したのに、今となっては私の胸の内にしか父は存在しないのか。もはや誰も父がこの世に存在したことを証明できないのだろうか。思えば、あの時の私は何かにすぎるように父の生きた証を求めていたのかもしれない。

私と父はとても仲が良かった。私は父にたくさんのことを教えてもらった。読書や歴史が好きな父に連れられて、まわった古本屋や数々の遺跡。私にとって父の存在はとても大きかった。しかし、父はもういない。このショックは言葉で言い表せない。父が居ない生活など想像つかない。私はどんな顔をして父の仏壇に手を合わせればいいのか。私が父の死を受け入れることは容易でなかった。

しかも、何より私を不安にさせたのは、今後の生活だった。私には夢がある。それは、大好きな文学や歴史についてより深く学びたいというものだ。そしていつか研究職に就き、今まで脈々と受け継がれてきた文化を守ることのできる人になりたいというものだ。しかし、その夢を叶える為の進学にはお金がかかる。今まで専業主婦だった母に、これ以上の負担を強いることはできなかった。

しかしそんな私の胸の内を察したのか、母が言った「自分の納得がいく進路選択をしなさい。お金の心配はいいから」と。私は不思議だった。我が家のどこにそんなお金が存在しているのだろうか。戸惑う私に母は続ける。「お父さんは、遺族年金という形で私達家族を支えてくれるのよ」と。

遺族年金とは、私のような突然家族を亡くした人に送られる年金だ。遺族年金は生前父がしっかり年金を納めていたこと、日本という国がしっかりとした制度をもっていることで、私達家族の下へ支給されている。年金というとお年寄りが貰うイメージしかなかった私は驚いたと同時に、私達家族を支えてくれる「遺族年金」に強い安心感を得ることができた。

父が生前年金をきちんと納めていたから私達は今、遺族年金を受け取ることができる。遺族年金とはいわば、父が「生きていた証」である。そう気付いた時、私はとても父の存在が誇らしかった。いつでも私達家族を支えてくれる父は何て心強いのだろう。

また、遺族年金をはじめとする多くの年金制度は、たくさんの日本国民の協力で成り立っている。年金を納める日本人がいなくなってしまうたら、この年金制度はまるで成り立たないだろう。そういった目で見れば、年金制度とは「思いやりのかたち」なのではないだろうか。お年寄りや障害のある人、私達のように親を亡くした人、困っている人を日本中で支えることが年金なら出来るのだ。

現在、年金を取り巻く状況は厳しい。少子高齢化の影響を一身に受け、年金に対して不安を抱く人は後を絶たない。国民年金の納付率はわずか六割程度だという話を聞いた。確かに、日本の深刻な少子高齢化問題を考えた時、自分は年金を受け取ることができるのだろうかという疑問を抱くのは当然だ。

私自身、父の死を通して年金の在り方を見つめなおす機会がなければ、その必要性など考えなかつたろう。しかし、今なら分かる。年金を納めることは、将来の自分だけでなくもしもの時に家族や周りの人を助けることになるのだと。もしもの場合を想定して年金を納めることもまた「思いやりのかたち」なのだ。

父の死から数年。私は今、高校生になった。父の死の直後は、まさか通学できるとは思いもしなかつた憧れの高校に通っている。日々の勉強や友人関係で挫けそうになることはあるが、それでも高校に進学出来るありがたさを忘れることはない。私には目標がある。それは、大学進学だ。中学生の時から抱いていた研究職に就くという夢への足掛かりに大学進学はなり得ると思うのだ。

父はもういない。しかし、父は遺族年金で私達を支えてくれる。顔の知らないたくさんの日本人が遺族年金を通して、私を応援してくれる。私は決して一人ではないのだ。私はたくさんのエールを胸に夢への第一歩を踏み出そうとしている。

沖縄県 大城 和輝 様 (高校生 男性)

中学生の頃、社会科の授業で「年金」について学んだ。当時の私は「年金」は成人したら払わないといけない税金のようなものという程度の低い認識で、「何故、年金を払わないといけないのだろう。」という嫌悪感すら抱いていた。そんなある日、年金に対する私の意識を180度変える出来事が起こった。

中学2年生の春、私の父は静かに息を引き取った。父の病気が発覚してからちょうど1ヶ月。父の死はあまりにも突然で、現実を受け止められずにいた。父の死と同時に我が家の収入はゼロになった。40代半ばの母は父の看病の為に仕事を辞めており新しい働き口すら見つからないという状況で、これから訪れる先の見えない日々を考えると不安でいっぱいだった。すると、そんな私に母が

「大丈夫よ。心配要らないからね。」

そう言って見せてくれたのは、1枚の紙切れだった。そこには「国民年金・厚生年金保険年

金証書」と記されていた。母に記された内容を尋ねると

「お父さんが2ヶ月に1度、お金を届けてくれるのよ。お父さんが今まで一生懸命働いてくれたことと、私達が沢山の人に支えられていることに感謝しなさいね。」と言って微笑んだ。そう語る母の目はとても強く、小さな背中が何倍も大きく感じた。

私は今まで、年金は老後のための積立貯金だと思っていた。自分が払ったお金が返ってくるだけなら銀行預金とさほど変わらないし、むしろ利息もつかない上にこの先貰える保障もないものを税金のように払うよう強制されるのはおかしいと。しかし父の死によって年金に対する印象が180度変わった。年金は、この国の人々が助け合い、より良い暮らしをするための1つのルールであるとともに、思いやりのかたちなのだと私は実感した。

私の家族は遺族年金に助けられている。もし遺族年金を受給していなかったら、高校進学さえ危うかったかもしれない。学校生活を楽しむ余裕もなく、仕事をする母を助けるために家事に追われる生活を送っていたかもしれない。それを思うと、父が居た頃と変わらない生活が出来ることは、かけがえのない幸せなのだと感じる。

遺族年金は、父がコツコツ働き納めてきた国民年金、厚生年金保険料と顔も知らない大勢の人々の納めた年金保険料が使われている事を私は知った。遺族年金は何も語らない。ただ、決まった日に決まった額が振り込まれるだけ。しかし、通帳に記載された無機質な数字の羅列は私に語りかけるように父のことを思い出させる。父が仕事熱心だったことや数々の思い出。そこには、父が歩んだ人生、生きた証を感じる。遺族年金は父の生きた証であり絆であると言えるのだ。

私もあと4年もすると二十歳となり、年金を納める側の立場になる。その時には今お世話になっている分、この国の皆さんに恩返しをしたい。私と同じような状況下にある人達を今度は私が支えてあげたい。手を差し伸べてあげたい。今、私の心には「払わなければいけないから」ではなく「こんな自分でも、何かできることがあるなら」という確かな思いを感じる。今は、自分の可能性を信じ将来への選択肢の幅を広げるために、大学受験と向き合い学業に励みたい。それが今、私に出来る精一杯のことだと思うから。

年金が支給される偶数月の15日。

「お父さん、納付者の皆さん。ありがとう。」といつも思う。

このエッセイは、日本年金機構が毎年募集・実施しているものです。

はじめに

「年金」というと、皆さんはどのようなイメージをお持ちですか。老後を安心して迎えるために必要不可欠なもの、一方で制度が複雑で分かりにくいものと、さまざまな印象をお持ちではないでしょうか。

年金制度とは、高齢期に達するなど要件を満たした方に対して、定期的に一定の金額を給付する仕組みのことです。制度の性格によって、国民に加入義務があり、国が運営する「公的年金」と、個人や企業の選択で加入する「私的年金」に分かれます。

このパンフレットは、公的年金制度を中心に、皆さんが年金制度と関わる場面に着目して、ポイントを分かりやすく解説したものです。皆さんの年金制度についての理解を深めていただければ幸いです。

目次

	よく分かる年金制度の全体像	P.5
1.	保険料を納める	
1	公的年金制度に加入する	P.8
2	公的年金の保険料の納め方	P.9
3	国民年金の保険料が納められない場合	P.10
4	仕事を続けながら出産・子育てをする場合	P.11
2.	年金を受け取る	
1	高齢になったとき	P.14
2	障害を負ったとき	P.18
3	一家の大黒柱が亡くなったとき	P.20
4	その他の給付を受け取れるとき	P.22
5	特例水準の解消	P.24
6	マクロ経済スライドの発動	P.25
3.	外国で生活する	
1	企業から外国に派遣される時	P.26
2	外国で国民年金に任意加入するとき	P.27
4.	企業年金などに加入する	
1	企業年金などの種類	P.28
2	企業年金制度の概況	P.29
3	国民年金基金の概況	P.31
5.	公的年金の財政	
1	公的年金の財政の仕組み	P.33
2	年金積立金の運用	P.35
	参考資料（公的年金の歴史・データ集）	P.37

よく分かる年金制度の全体像

なぜ公的年金制度は必要なのでしょう

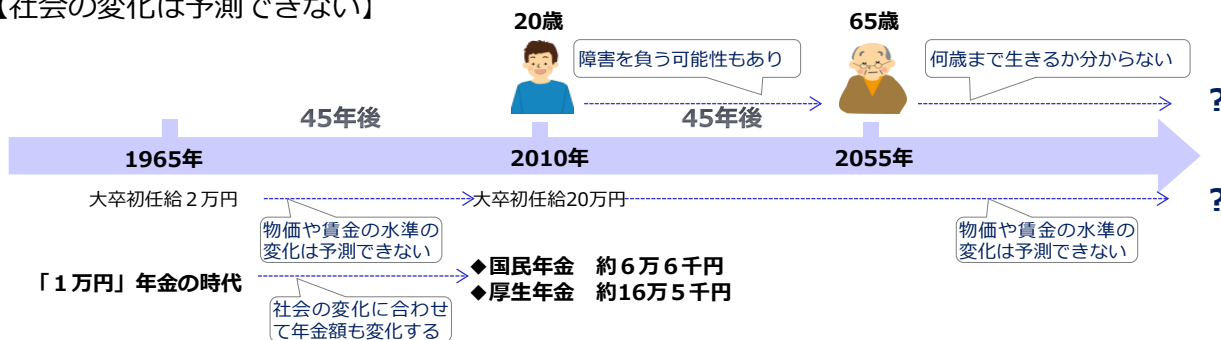
私たちの人生には、自分や家族が年を取ったり、重い障害を負ったり、死亡したりなど、さまざまな要因で、自立した生活が困難になるリスクがあります。こうした生活上のリスクは、予測することができないため、個人だけで備えるには限界があります。そこで、これらに備える仕組みが、公的年金制度です。公的年金制度は、あらかじめ保険料を納めることで、必要なときに給付を受けることができる社会保険です。

もし、公的年金制度がなかったら、私たちは、親の老後を仕送りなどで支えたり、自分自身の老後に自分だけで備えたりする必要があります。しかし、自分が何歳まで生きられるのか、長い人生の間に、経済の状況や社会の在り方がどう変化していくのかは予測できません。

個人や家族だけで対応しようとしても、必要な額の貯蓄ができなかったり、貯蓄のために必要以上に生活を切り詰めたり、家族や子どもに頼ることができなくなったりすることも起こるでしょう。これらに対しては、社会全体で対応した方が確実に効率的です。世代を超えて支え合うことで、その時々々の経済や社会の状況に応じた給付を実現することができます。

このように、公的年金制度は、予測することができない将来のリスクに対して、社会全体であらかじめ備え、生涯を通じた保障を実現するために必要なものです。

【社会の変化は予測できない】



【昔と今の物価の比較】

		1965年		2010年	
鶏肉	100g	71.8円	→	129円	1.8倍
牛乳(瓶)	1本	20円	→	114円	5.7倍
うどん	1杯	53.7円	→	595円	11.1倍
カレーライス	1皿	105円	→	742円	7.1倍
コーヒー(喫茶店)	1杯	71.5円	→	411円	5.7倍
タクシー代	初乗	100円	→	710円	7.1倍
はがき	1通	5円	→	50円	10.0倍
ノートブック	1冊	30円	→	144円	4.8倍

(出典) 小売物価統計調査

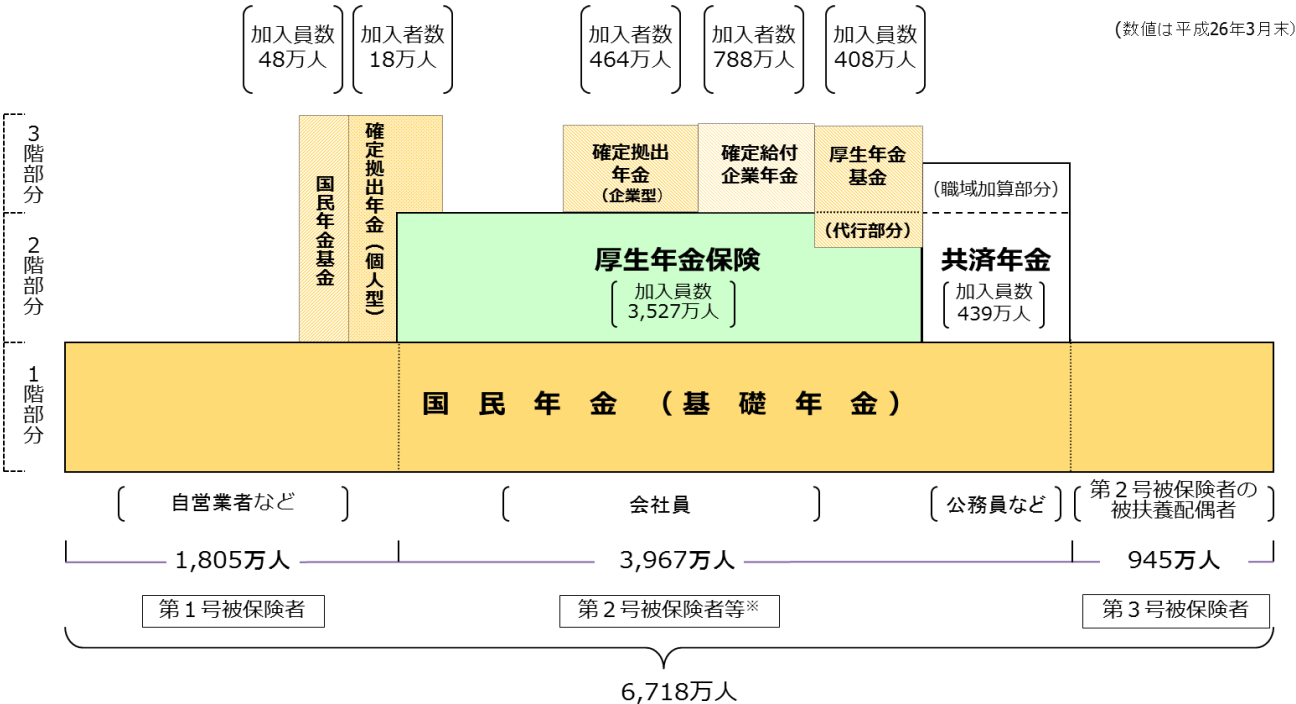
年金制度の仕組み

公的年金制度は、いま働いている世代（現役世代）が支払った保険料を仕送りのように高齢者などの年金給付に充てるといって「世代と世代の支え合い」という考え方（これを賦課方式といいます）を基本とした財政方式で運営されています（保険料収入以外にも、年金積立金や税金が年金給付に充てられています）。[→ [5. 公的年金の財政 P.33](#)]

日本の公的年金制度は、「国民皆年金」という特徴を持っており、20歳以上の全ての人が共通して加入する国民年金と、会社員が加入する厚生年金などによる、いわゆる「2階建て」と呼ばれる構造になっています。

また、公的年金と別に保険料を納め、公的年金に上乗せして給付を行う企業年金は、いわば「3階部分」として、国民の自主的な努力によって高齢期の所得保障を充実させる役割を果たしています。[→ [4. 企業年金などに加入する P.28](#)]

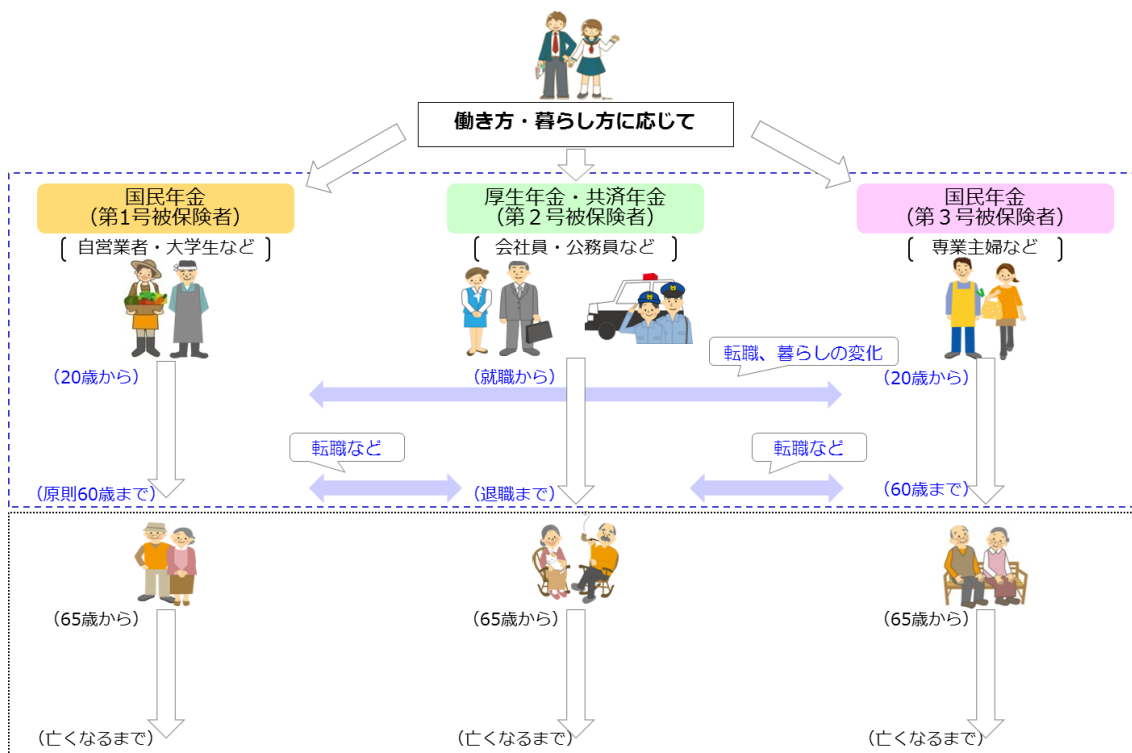
【年金制度の仕組み】



※ 第2号被保険者等とは、被用者年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

自営業者など国民年金のみに加入している人は、毎月“定額”の保険料を自分で納め、会社員や公務員で厚生年金や共済年金に加入している人は、毎月“定率”の保険料を会社と折半で負担し、保険料は毎月の給料から天引きされます。専業主婦など扶養されている人は、厚生年金制度などで保険料を負担しているため、個人としては保険料を負担する必要はありません。[→ [1. 保険料を納める P.8](#)]

【働き方・暮らし別の公的年金の保障】



老後には、全ての人が老齢基礎年金を、厚生年金などに加入していた人は、それに加えて、老齢厚生年金などを受け取ることができます。また、老後だけでなく、重い障害を負ったときの障害年金や、一家の大黒柱が亡くなったときに残された家族に支給される遺族年金があります。[→ [2. 年金を受け取る P.14](#)]

【公的年金の給付の種類】

	基 礎	厚 生
老 齢	老齢基礎年金 保険料納付済期間などに応じた額	老齢厚生年金 保険料納付済期間・賃金※ ¹ に応じた額
障 害	障害基礎年金 障害等級※ ² に応じた額 (子どもがいる場合には加算がある)	障害厚生年金 賃金※ ¹ ・加入期間・障害等級※ ² に応じた額 (配偶者がいる場合には加算がある)
遺 族	遺族基礎年金 老齢基礎年金の満額に子どもの数に応じて加算した額	遺族厚生年金 亡くなった方の老齢厚生年金の4分の3の額

※1 賃金とは、正確には「平均標準報酬額」といい、厚生年金などへの加入期間中の給与と賞与（ボーナス）の平均額のことをいう。

※2 障害等級は、基礎年金と厚生年金で共通。障害厚生年金（2級以上）受給者は、同時に障害基礎年金を受給できる。

（注）基礎年金は全国民が共通して受け取るが、厚生年金は会社員など厚生年金に加入している人が受け取る。公務員など共済年金に加入している人は、厚生年金ではなく共済年金を受け取る。

企業で働いている人が海外に派遣される場合には、日本の公的年金制度と海外の制度に二重に加入しなければならない場合があります。海外で働く日本人や海外から働きに来る外国人が働きやすい環境を整えるため、両国の公的年金制度に二重加入することを防止するとともに、加入期間を通算できるようにする取り組みも進めています。[→ [3. 外国で生活する P.26](#)]

1. 保険料を納める

日本の公的年金制度では、原則として、日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は全員、公的年金制度に加入する必要があります（これを「国民皆年金」といいます）。保険料を納める方法は、公的年金制度の加入方法によって異なります。また、経済的な理由などにより、国民年金保険料を納めることが困難な場合には、保険料の納付を免除する制度などがあります。

この章では、「保険料を納める」ことについて、具体的に説明します。

1 公的年金制度に加入する

70歳未満の会社員（厚生年金の適用事業所で働いている人）（注1）は、厚生年金に加入します（加入した人を被保険者といいます）。また、国・地方公共団体の公務員や私立学校の教職員は、共済組合の組合員などになります（注2）。これら会社や国・自治体、学校などに雇われている人（被用者）は、原則として、厚生年金または共済年金（これらを被用者年金といいます）に加入すると同時に、国民年金の第2号被保険者になります。

被用者年金加入者の配偶者で扶養されている（年収が130万円未満であって、かつ、配偶者の年収の2分の1未満である）20歳以上60歳未満の人は、国民年金の第3号被保険者となります。

これら以外の自営業者、農林漁業者などは、20歳以上60歳未満の人はすべて国民年金の第1号被保険者となります。

職業	加入制度	保険料（平成27年4月時点）	
自営業者、農業者、学生など（20歳以上60歳未満で下記以外の人）	国民年金 【第1号被保険者】	15,590円（月額）※1	
被用者	厚生年金適用事業所に雇われる70歳未満の人（会社員など）	国民年金 【第2号被保険者】※2	厚生年金 月収の17.474%（労使折半。本人負担は月収の8.737%）※3
	公務員 私立学校教職員	国民年金 【第2号被保険者】※2	共済年金 公務員共済 月収の16.924% ※4 私学共済 月収の14.354% ※5 (労使折半)
専業主婦（夫）など（被用者の配偶者であって扶養されている人）	国民年金 【第3号被保険者】	保険料負担の必要はない。（配偶者が加入する被用者年金制度が負担）	

※1 毎年度、平成16年度の賃金水準を基準として280円ずつ、平成29年度に16,900円まで引き上げられる。実際の保険料額は、平成16年度価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定める。

※2 65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する人は、厚生年金の被保険者になるが、国民年金の第2号被保険者にはならない。

※3 会社員などの保険料については、平成29年9月に18.3%となるまで毎年9月に0.354%ずつ引き上げられる。

※4 公務員の保険料については、平成30年9月に18.3%となるまで毎年9月に0.354%ずつ引き上げられる。

※5 私立学校教職員の保険料については、平成39年4月に18.3%となるまで毎年4月に0.354%ずつ引き上げられる。

（注1）短時間労働者は、現在、所定労働時間が正規雇用の労働者のおおむね4分の3以上の場合には、厚生年金に加入する。平成28年10月以降は、所定労働時間が正規雇用の労働者の4分の3に満たない短時間労働者でも、週の所定時間が20時間以上で月額賃金が8.8万円以上など一定の条件を満たす場合には、厚生年金に加入することになる。

（注2）平成27年10月以降、公務員なども厚生年金に加入することになる。

2 公的年金の保険料の納め方

自営業者など第1号被保険者は、毎月一定額(平成27年度は15,590円)の保険料を自分で納めます。

会社員など第2号被保険者は、給与や賞与(注)に、定められた保険料率(平成26年9月～27年8月は17.474%。平成27年9月～28年8月は17.828%)で計算した額を会社と折半で負担します。厚生年金の保険料は、会社側に納める義務があり、会社は従業員に支払う給与などから、本人負担分の保険料を天引き(源泉徴収)し、会社負担分と合わせて納めます。

国民年金・厚生年金の保険料は、平成16年の制度改正により、毎年段階的に引き上げられた後、平成29年度に上限〔国民年金保険料額：16,900円(平成16年度価格) 厚生年金保険料率：18.3%〕に達して、以後は固定されることになっています。

専業主婦(主夫)など第3号被保険者は、自ら保険料を納める必要はありません。第3号被保険者の配偶者が負担した保険料は、夫婦で共同して負担したものであるという考え方から、第3号被保険者に将来支払われる基礎年金の費用は、被用者年金制度からの拠出金で賄われます。

(注) 保険料を計算する際には、実際の給与・賞与を基に定める標準報酬月額・標準賞与額を使う。標準報酬月額は、原則として、4～6月の3カ月の平均給与を基に毎年9月に改定する。

■ 国民年金保険料の後納制度

国民年金の保険料は納付期限から2年を経過した場合、時効によって納付することができなくなりますが、

- ①平成24年10月1日から平成27年9月30日までの間、厚生労働大臣の承認を受けた上で、過去10年間分に限り、時効により納付できなかった期間の保険料を納付することができます。
- ②また、平成27年10月1日から平成30年9月30日までの間、厚生労働大臣の承認を受けた上で、過去5年間分に限り、時効により納付できなかった期間の保険料を納付することができます。

- ・ 対象保険料： 2年間の徴収時効が経過した国民年金保険料
(強制加入期間中の未納期間、任意加入中の未納期間が対象)
- ・ 対象者： 過去に未納期間のある人(受給権者を除く)
- ・ 対象期間： ①過去10年以内の未納期間(平成24年10月1日から平成27年9月30日までの間)
②過去5年以内の未納期間(平成27年10月1日から平成30年9月30日までの間)
- ・ 保険料額： それぞれ、当時の保険料額に一定の加算をした額

3 国民年金の保険料が納められない場合

国民年金の第1号被保険者の中には、失業して所得がない人など経済的な理由で一時的に保険料を納められない人もいます。そのため、国民年金制度では保険料免除などの仕組みを設けています。

○ 保険料の申請免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、市区町村へ申請することにより、保険料の全額または一部（4分の3・半額・4分の1）の納付が免除されます。

ただし、老齢基礎年金の受給額は、「納付した保険料分」と「国庫負担分」により計算されるため、申請により保険料を免除されると、将来受け取る老齢基礎年金の額が減額されます。免除された保険料は、10年以内であれば追納することができ、追納した場合は納めた期間として、計算されます。

【免除の対象となる所得の目安（平成27年度）】

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
4人世帯 (夫婦・子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

○ 保険料の法定免除

次のような事由に該当する人は、市区町村へ届け出れば保険料が免除されます。

- ① 障害基礎年金の受給権者
- ② 生活保護法による生活扶助を受けている人
- ③ ハンセン病療養所などに入所している人

保険料の法定免除も保険料の申請免除と同様、将来受け取る老齢基礎年金の額が減額されます（減額は、全額免除と同様の計算で行われます）。また、免除された保険料は、申請免除と同様に10年以内であれば、追納することができます。

さらに、一般的に所得が低い学生や学生でない若年者で就職が困難であったり、失業中であつたりするなどの理由で所得が低い人について、家族の所得にかかわらず、国民年金保険料の納付を猶予する制度もあります。国民年金保険料の納付が猶予された期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）には反映されますが、年金額の計算には反映されません。なお、猶予された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

○ 学生納付特例制度

学生（学校教育法に規定する大学・大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する人）で、本人の所得が一定額以下の場合に、在学中の保険料の納付が猶予されます。

所得の基準（申請者本人のみ）[平成27年度]

118万円 + 扶養家族などの数 × 38万円 + 社会保険料控除など

○ 納付猶予制度

30歳未満※の第1号被保険者について、同居している世帯主の所得にかかわらず本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます（平成37年6月までの措置）。

所得の基準（申請者本人と配偶者）[平成27年度]

(扶養親族などの数 + 1) × 35万円 + 22万円

※平成28年7月以降は、50歳未満に対象が拡大される。

4 仕事を続けながら出産・子育てをする場合

仕事を続けながら、出産・子育てをする人を支援するために、産休期間中の人や育児休業などを取得した人に対して、厚生年金上の特例措置を設けています。

○ 産休期間中の厚生年金保険料の特例

1. 産前産後の休業期間中の保険料免除

出産日の42日以前（多胎妊娠の場合は98日前）から出産日の56日後までの産前産後の休業について、休業を開始した月から終了した月（終了日の翌日の月）の前月までの厚生年金保険料が免除されます。この期間は、保険料を納めた期間とみなされ、将来受け取る老齢厚生年金の額に反映されます。

2. 産前産後休業などを終了した際の標準報酬月額の変動の特例

産前産後休業を終了した人が、職場復帰した場合は、その後の3カ月間の給与の平均額で標準報酬月額を改定し、これに基づいて保険料を計算します。職場復帰せず、そのまま育児休業などに入った場合には、育児休業などが終了してから改定します。

○ 育休期間中の厚生年金保険料の特例

1. 育児休業などの期間中の保険料免除

子どもが3歳になるまでの間の育児休業などについて、休業を開始した月から終了した月（終了日の翌日の月）の前月までの厚生年金保険料が免除されます。この期間は、保険料を納めた期間とみなされます。

2. 育児休業などを終了した際の標準報酬月額の特例

育児休業などを終了した人が、3歳未満の子どもを養育しながら職場復帰した場合は、その後の3ヵ月間の給与の平均額で標準報酬月額を改定し、これに基づいて保険料を計算します。

3. 3歳未満の子どもの養育期間における標準報酬月額のみなし措置

3歳未満の子どもを養育する期間中の標準報酬月額が、子どもを養育する前の標準報酬月額を下回る場合には、以前の標準報酬月額がその期間における標準報酬月額とみなされて、将来受け取る老齢厚生年金の額が計算されます。

2. 年金を受け取る

公的年金は、高齢になって働けなくなったときや重い障害を負ったとき、一家の大黒柱が亡くなったときなどに、本人や残された家族に対して年金を支給することで生活を保障します。年金を受け取るためには、保険料を納めるなど一定の要件を満たしている必要があります。

この章では、「年金を受け取る」ことについて、具体的に説明します。

1. 高齢になったとき

高齢になり、会社を退職するなどして所得が低くなったときの生活の支えとなるのが、老齢基礎年金と老齢厚生年金です。年金額は、保険料を納めた期間などによって決まります。

【老齢基礎年金】

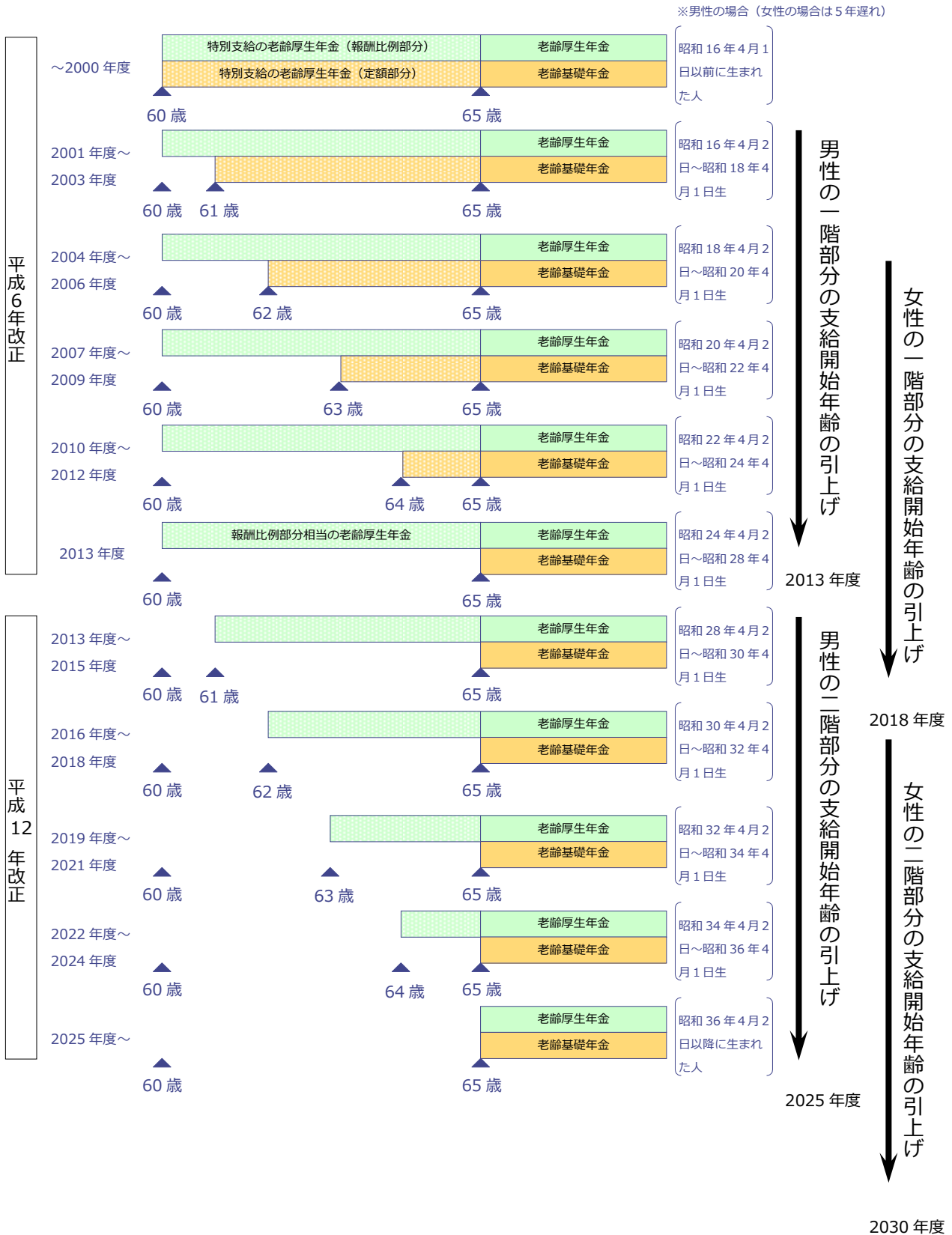
支給要件	<p>① 受給資格期間（年金を受け取るために必要な期間） 保険料を納めた期間と保険料を免除された期間*が合わせて25年以上あること。 <small>※ 昭和61年3月31日以前に、強制加入期間とされていなかった期間などいわゆる「合算対象期間」を含む。 （注）消費税が10%に引き上げられる平成29年4月から、受給資格期間を現在の25年から10年に短縮。</small></p> <p>② 支給開始年齢 65歳（60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給を請求することも可能）。</p>
年金額（平成27年度）	<p style="text-align: center;">保険料を納めた月数 + [保険料を免除された月数 × (1/2 ~ 7/8)] (注1)</p> <p>■ 年金額 = 満額 × $\frac{\text{保険料を納めた月数} + [\text{保険料を免除された月数} \times (1/2 \sim 7/8)]}{480}$ (40年(注2) × 12カ月)</p> <p>■ 平成27年度の満額 = 780,100円 (480カ月 (40年 × 12カ月) 保険料を納めた場合。年金額は、前年の物価や過去の賃金に応じて毎年4月に改定)</p> <p>(注1) 保険料を免除された期間がある人は、免除の種類と基礎年金の国庫負担割合に応じて計算式が変わる。学生納付特例や納付猶予を利用した期間は、保険料を追納しないと年金額には反映されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料全額免除月数 × 1/2 (平成21年3月以前の期間は 1/3) ・ 保険料 3/4 免除月数 × 5/8 (同 1/2) ・ 保険料半額免除月数 × 3/4 (同 2/3) ・ 保険料 1/4 免除月数 × 7/8 (同 5/6) <p>例えば、平成21年以降に20年間保険料を納付し、10年間全額免除、10年間半額免除を受けた人は、 $\text{満額} \times (20\text{年} \times 12\text{カ月} + 10\text{年} \times 12\text{カ月} \times 1/2 + 10\text{年} \times 12\text{カ月} \times 3/4) / 480\text{月} = \text{満額} \times 390\text{月} / 480\text{月}$ として計算 (最終的な年金額は、100円未満の端数を四捨五入する)。</p> <p>(注2) 昭和16年4月1日以前生まれの人は、生年月日に応じて短縮。</p> <p>■ 繰上げ請求・繰下げ請求 (昭和16年4月2日以後生まれの人 (月単位))</p> <p>繰下げ請求 (65歳以降に受給を開始する場合) 増額率 = $0.7\% \times 65\text{歳到達月から繰下げ請求月の前月までの月数}$ (70歳まで。最大で42%増額)</p> <p>繰上げ請求 (65歳前に受給を開始する場合) 減額率 = $0.5\% \times \text{繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数}$ (60歳から。最大で30%減額)</p>

【老齢厚生年金】

支 給 要 件	<p>①受給資格期間（年金を受け取るのに必要な期間）</p> <p>老齢基礎年金の受給資格を満たして、厚生年金の加入期間が1ヵ月以上あること （ただし、特別支給の老齢厚生年金は、厚生年金の加入期間が1年以上であることが必要）</p> <p>②支給開始年齢</p> <p>65歳（60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給を請求することも可能。制度改正による経過措置として、性別・生年月日によって65歳前から特別支給の老齢厚生年金が支給される場合がある）</p>
年 金 額 （ 平 成 27 年 度 ）	<p>■ 老齢厚生年金（報酬比例部分）</p> <p>○ 年金額^{*1} = 平均標準報酬（月）額 × 給付乗率 × 被保険者期間の月数</p> <p>※1（平均標準報酬月額）^{*2} × (9.5/1000 ~ 7.125/1000)^{*3} × (H15.3以前の被保険者期間の月数) + (平均標準報酬月額)^{*2} × (7.308/1000 ~ 5.481/1000)^{*3} × (H15.4以降の被保険者期間の月数)として計算。</p> <p>※2 平均標準報酬（月）額を算出する際の再評価率は、平成27年度時点の水準のものを用いる。</p> <p>※3 給付乗率は生年月日によって異なる。</p> <p>（注）下記計算式によって算出された年金額のほうが高い場合は、その額を支給する。</p> <p>年金額 = [平均標準報酬（月）額 × 給付乗率 × 被保険者期間の月数]^{*4} × 従前額改定率^{*5}</p> <p>※4（平均標準報酬月額）^{*6} × (10/1000 ~ 7.5/1000)^{*3} × (H15.3以前の被保険者期間の月数) + (平均標準報酬月額)^{*6} × (7.692/1000 ~ 5.769/1000)^{*3} × (H15.4以降の被保険者期間の月数)として計算。</p> <p>※5 従前額改定率は、昭和12年度以前生まれの場合は1.000、昭和13年度以降生まれの場合は0.998となる。</p> <p>※6 平均標準報酬（月）額を算出する際の再評価率は、平成6年改正時（平成5年度時点）の水準のものを用いる。</p> <p>■ 加給年金（老齢基礎年金または定額部分の特別支給の老齢厚生年金を受け取る場合に限る）</p> <p>○ 支給要件</p> <p>①本人の厚生年金加入期間が20年以上</p> <p>②配偶者の厚生年金加入期間が20年未満であること</p> <p>③配偶者が65歳未満^{*6}で生計維持関係にあること</p> <p>④配偶者の年収が850万円未満であること</p> <p>・子ども（18歳の誕生日の前日の属する年度の年度末を経過していない子、20歳未満で1級または2級の障害者）がいる場合、人数に応じて加算</p> <p>※6 配偶者が65歳になれば、配偶者自身の老齢基礎年金を受け取ることができるため。</p> <p>○ 支給額 ・ 配偶者 224,500円 ・ 第1子・第2子 224,500円 ・ 第3子以降 各 74,800円</p> <p>■ 特別支給の老齢厚生年金（特例に該当するものや生年月日によって受け取れる場合がある）</p> <p>○ 報酬比例部分 老齢厚生年金（報酬比例部分）と同じ計算方法</p> <p>○ 定額部分 1,628円 × 改定率（0.999）× 生年月日に応じた率 × 被保険者期間の月数</p> <p>■ 老齢厚生年金の支給停止（在職老齢年金制度）</p> <p>制度発足当初、老齢厚生年金は、退職した場合に支給されるものであり、「在職」中は支給されませんでした。しかし、高齢者は低賃金の場合が多く、賃金だけでは生活が困難であるという社会状況を踏まえ、「在職」中も老齢厚生年金の一部を支給する制度（在職老齢年金制度）が導入されました。</p> <p>その後、働いても年金が不利にならないようにするという観点と現役世代の負担に配慮する観点から、制度の見直しが何度か行われ、現在は、賃金（ボーナス込みの月収）に応じて、老齢厚生年金の一部または全部の支給が停止される仕組みです。なお、基礎年金は支給停止の対象とはなりません。</p> <p>○ 60歳～64歳</p> <p>1 賃金と年金の合計額が28万円まで年金を全額支給</p> <p>2 28万円を超えた場合、賃金が47万円までは賃金の増加2に対して、年金1を停止</p> <p>3 賃金が47万円を超えた場合、賃金の増加分だけ年金を停止</p> <p>○ 65歳以降</p> <p>1 賃金と年金の合計額が47万円まで年金を全額支給</p> <p>2 47万円を超えた場合、賃金の増加2に対して、年金1を停止</p>

○ 支給開始年齢の引上げスケジュール

平成6年・平成12年の制度改正により、特別支給の老齢厚生年金の定額部分と報酬比例部分の支給開始年齢を段階的に引き上げており、男性は2025年度に、女性は2030年度に支給開始年齢が65歳へ引き上げられます（繰上げ受給や繰下げ受給は可能）。



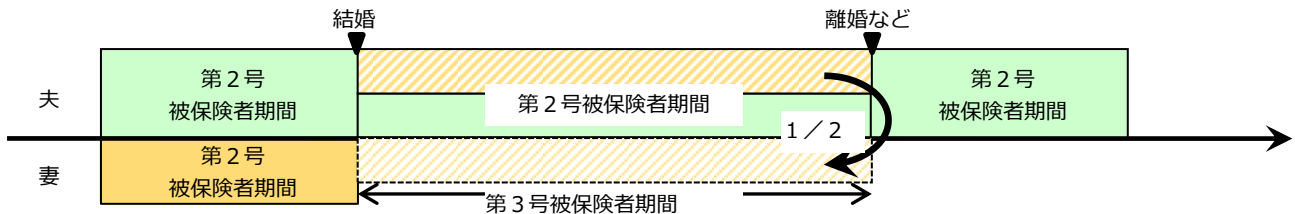
○ 離婚時の厚生年金の分割

1. 離婚した場合には、当事者の合意や裁判所の決定があれば、婚姻期間（第3号被保険者期間の分割の対象とならない共働き期間なども含む）についての厚生年金の分割を受けることができます。
2. 分割割合は、婚姻期間中に夫婦として納めた保険料納付記録の合計の2分の1が限度です。
3. 平成19年4月1日以降に成立した離婚が対象となりますが、平成19年4月1日以前の保険料納付記録も分割対象とします。

○ 第3号被保険者期間についての厚生年金の分割

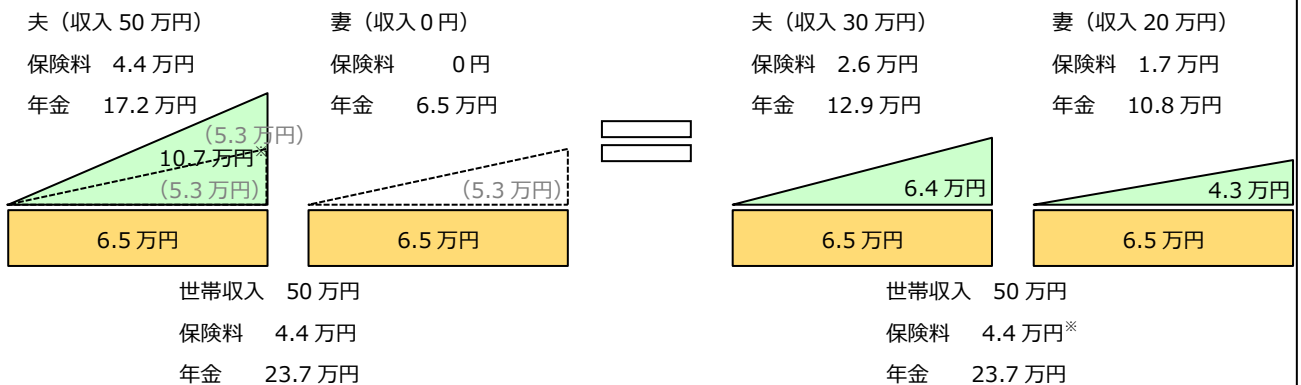
1. 扶養している配偶者（第3号被保険者）のいる第2号被保険者が負担した保険料は、夫婦が共同して負担したものとされています。
2. 平成20年4月以降の扶養されていた期間は、以下の場合には、当事者の合意や裁判所の決定がなくても、配偶者の厚生年金（保険料納付記録）を2分の1に分割できます。
 - ① 夫婦が離婚した場合
 - ② 分割を適用することが必要な事情があると認める場合（配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など）

【サラリーマンの夫と専業主婦の妻が離婚した場合のイメージ】



■ 第3号被保険者制度について

夫婦世帯で収入が同じであれば、保険料負担は同額で給付も同額となっています。このことを踏まえて、第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度を導入しました。



※ 端数処理のため、合計が一致していない。

2. 障害を負ったとき

事故などにより重い障害を負ってしまったような場合の生活を支えるために支給されるのが、障害年金です。障害の等級によって年金額が決まります。

	障害基礎年金	障害厚生年金
支給要件	<p>①保険料納付要件</p> <p>ア) 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上であること。</p> <p>イ) 初診日が平成38年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと (=直近1年要件の特例)。</p> <p>②初診日において、被保険者であるかまたは被保険者であった人であって60歳以上65歳未満の国内居住者であること</p> <p>③障害の状態</p> <p>障害認定日(注1)において、障害の程度が1級・2級に該当すること。 (障害認定日に1級または2級に該当しなかった場合でも、65歳に達する日の前日までの間に障害が重くなり、1級・2級に該当した時は、請求により障害基礎年金を受給できます)</p> <p>○ 20歳前傷病による障害基礎年金</p> <p>初診日において20歳未満であった人が20歳に達した日において1級・2級の障害の状態にあるとき、または、20歳に達した後に1級・2級の障害の状態となったときは、障害基礎年金が支給されます。ただし、所得制限(注2)が設けられています。</p> <p>(注2) 所得制限の目安 全額支給停止: 462.1万円 2分の1支給停止: 360.4万円</p>	<p>①保険料納付要件</p> <p>障害基礎年金と同じ。</p> <p>②初診日において被保険者であること</p> <p>③障害の状態</p> <p>障害認定日(注1)において、障害の程度が1級～3級に該当すること。</p> <p>(注1) 障害認定日とは、初診日から1年6ヵ月経過した日(その間に症状が固定した場合は、固定した日)をいう。</p>
年金額(平成27年度)	<p>1級 780,100円 × 1.25 + 子の加算</p> <p>2級 780,100円 + 子の加算</p> <p>○ 子の加算 第1子・第2子: 各224,500円 第3子以降 : 各74,800円</p>	<p>1級 老齢厚生年金額×1.25+配偶者の加算</p> <p>2級 老齢厚生年金額+配偶者の加算</p> <p>3級 老齢厚生年金額(最低保障額 585,100円)</p> <p>○ 配偶者の加算・・・224,500円</p> <p>(注) なお、障害厚生年金を計算する際、被保険者期間が300ヵ月(=25年)に満たないときは300ヵ月(=25年)として計算する。</p>

○ 障害等級について

障害等級	障害の状態
1級	<p>他人の介助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度 の状態をいいます。</p> <p>(具体例)</p> <p>① 両眼の視力の和が0.04以下の場合 ② 両手のすべての指を失った場合 ③ 両足を足関節以上で失った場合 など</p>
2級	<p>必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、就労が できない程度の状態をいいます。</p> <p>(具体例)</p> <p>① 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下の場合 ② 片手のすべての指を失った場合 ③ 片足を足関節以上で失った場合 など</p>
3級 (障害厚生年金のみ)	<p>就労に著しい制限を受ける程度の状態をいいます。</p> <p>(具体例)</p> <p>① 両目の視力が0.1以下に低下した場合 ② 片手の3大関節のうち、2関節に著しい障害を残す場合 ③ 片足の3大関節のうち、2関節に著しい障害を残す場合 など</p>

○ 基礎年金と厚生年金の併給

受給権者が65歳未満のときは、同一の支給事由による年金（障害基礎年金と障害厚生年金など）しか同時に受給できません。しかし、受給権者が65歳以上のときは、下の図表のように異なる支給事由による年金を受給することができます。

厚生年金 国民年金	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
老齢基礎年金	○	×	○
障害基礎年金	○	○	○
遺族基礎年金	×	×	○

(注) ○：併給可能な組み合わせ ×：併給できないもの

3. 一家の大黒柱が亡くなったとき

一家の大黒柱が亡くなったときに、残された家族の生活の安定のために支給されるのが、遺族年金です。年金額は、遺族基礎年金が定額であるのに対し、遺族厚生年金は亡くなった方の保険料を納めた期間などによって決まります。

	遺族基礎年金	遺族厚生年金
支給要件	<p>① 次の要件のいずれかに該当すること</p> <p>ア) 短期要件 被保険者が死亡したとき、または被保険者であったことがある60歳以上65歳未満の人で国内に住所を有する人が死亡したとき。</p> <p>イ) 長期要件 老齢基礎年金の受給権者または受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。</p> <p>② 保険料納付要件 短期要件の場合は、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2以上であること（ただし、障害基礎年金と同様の直近1年要件の特例がある）。</p> <p>③ 遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた次の人に支給されます。 ① 子のある配偶者 ② 子^(注)</p> <p>(注) 子に対する遺族基礎年金・遺族厚生年金は、配偶者が遺族基礎年金・遺族厚生年金の受給権を有する期間、支給を停止する。</p>	<p>① 次の要件のいずれかに該当すること</p> <p>ア) 短期要件 ① 被保険者が死亡したとき。 ② 被保険者期間中に初診日のある傷病によって初診日から5年以内に死亡したとき。 ③ 1級または2級の障害厚生年金受給権者が死亡したとき。</p> <p>イ) 長期要件 老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。</p> <p>② 保険料納付要件 短期要件の①・②の場合は、遺族基礎年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要。</p> <p>③ 遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた次の人に支給されます。ただし、父母、孫、祖父母はそれぞれ先順位の人が受給するときは遺族とはならない。 ① 配偶者[*]（夫は55歳以上、支給は60歳から） ② 子^(注) ③ 父母（55歳以上、60歳から支給） ④ 孫（子と同じ年齢要件あり） ⑤ 祖父母（55歳以上、60歳から支給）</p> <p>[*] 夫の死亡時に30歳未満で子のいない妻などに対して支給される遺族厚生年金については、5年間の有期給付。</p>
	年金額（平成27年度）	<p>780,100円 + 子の加算</p> <p>● 子の加算 第1子・第2子：各224,500円 第3子以降：各74,800円</p>

○ 遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給

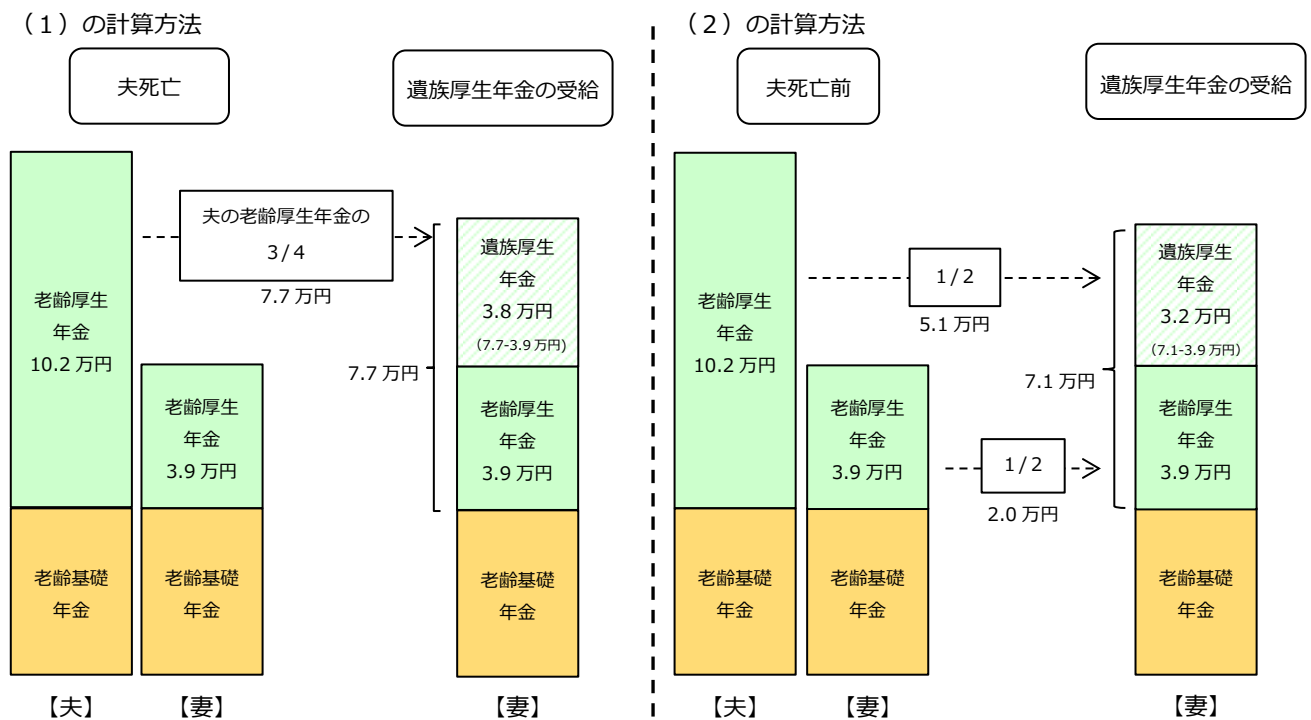
老齢厚生（退職共済）年金を受ける権利がある65歳以上の人、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受けるときは、次の(1)と(2)の額を比較し、高い方の年金額を受け取ることになります。

(1) 「死亡した配偶者の老齢厚生（退職共済）年金の4分の3」

(2) 「死亡した配偶者の老齢厚生（退職共済）年金の2分の1」と「本人の老齢厚生（退職共済）年金（子の加給年金額を除く）の額の2分の1」を合計した額

実際に年金を受け取る際には、上記の計算方法で決まった年金額と本人の老齢厚生年金の満額との差額が遺族厚生年金として支給されます。

【イメージ図：夫の老齢厚生年金は10.2万円、妻の老齢厚生年金は3.9万円、夫が死亡した場合】



この場合、(1)の計算では、年金額7.7万円、(2)の計算では、年金額7.1万円となり、年金額の高い(1)の方法で併給することになります。

○ 中高齢寡婦加算について

次のいずれかに該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、585,100円（年額）が加算されます。これを、中高齢寡婦加算といいます。

- ・ 夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がない妻。
- ・ 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子がいる妻（40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る）が、子が18歳到達年度の末日に達した（障害の状態にある場合は20歳に達した）ため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。

4. その他の給付を受け取れるとき

国民年金におけるその他の給付

○ 寡婦年金

寡婦年金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある夫が死亡したときに、夫の死亡当時、夫によって生計を維持され、かつ夫との婚姻関係が10年以上継続している妻に、60歳から65歳になるまでの間、支給されます。

○ 付加年金

付加年金は、老齢基礎年金に加算して支給されるものです。国民年金の付加保険料を納めた人が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに、支給されます。付加保険料額は月額400円で、受給額（年額）は、200円×付加保険料納付月数で計算されます。

例えば、20歳から60歳まで40年間（480ヵ月）毎月付加保険料を納める（総額192,000円）と、年金額は96,000円増額され、終身で受け取れます。国民年金の第1号被保険者以外の方は付加保険料を納めることはできません（国民年金基金に加入している人は、掛金に付加保険料相当分が含まれています）

○ 死亡一時金

死亡一時金は、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受給しないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受給できない場合に、国民年金保険料の掛け捨てを防ぐ観点から、支給されるものです。第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算して36ヵ月以上の人が対象です。

○ 脱退一時金

脱退一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算して6ヵ月以上ある外国人で、老齢基礎年金の支給要件を満たしていない者が、年金の支給を受けないまま帰国したときに、国民年金保険料の掛け捨てを防ぐ観点から、請求により支給されます。（日本人の場合は、本人が保険料を納めず未納となっている場合などを除き、老齢基礎年金を受給できるため、脱退一時金は支給されません）

厚生年金におけるその他の給付

○ 障害手当金

障害手当金は、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間のある人が、厚生年金被保険者期間中に病気やけがをし、5年以内に症状が固定した場合で、一定程度の障害の状態にあるときに支給されます。

○ 脱退一時金

脱退一時金は、厚生年金の被保険者期間が6カ月以上ある外国人で、老齢厚生年金の支給要件を満たさず、年金の支給を受けないまま帰国したときに、請求により支給します（国民年金の脱退一時金と同じ考え方）。

【脱退一時金の額】

対象月数	国民年金 (平成27年度)	厚生年金
6カ月以上12カ月未満	46,770円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×6
12カ月以上18カ月未満	93,540円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×12
18カ月以上24カ月未満	140,310円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×18
24カ月以上30カ月未満	187,080円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×24
30カ月以上36カ月未満	233,850円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×30
36カ月以上	280,620円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×36

(注) 保険料率は、最終月（厚生年金保険の被保険者期間の最終の月）によって、次のように規定されている。

最終月：1月～8月 前々年の10月の保険料率 / 9月～12月：前年の10月の保険料率

その他の給付

○ 特別障害給付金

①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生または ②昭和61年3月以前に国民年金に任意加入であったサラリーマンの配偶者で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害の状態にある人には、特別障害給付金が支給されます。ただし、65歳前にその障害状態に該当した場合に限られます。

〔平成27年度の支給額〕

障害基礎年金1級に該当する人 月額51,050円

障害基礎年金2級に該当する人 月額40,840円

(注) 支給額は毎年度、物価の変動に応じて改定される。また、本人の所得によっては、支給額が全額または半額、制限される場合がある。(所得制限の目安は、[20歳前傷病による障害基礎年金 P.18](#)と同じ)

〔請求の窓口〕

住所地の市区町村

○ 年金生活者支援給付金

年金を受給しながら生活をしている高齢者や障害者などの中には、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている人がいるため、平成24年に「年金生活者支援給付金制度」を創設しました。年金生活者支援給付金は、消費税率を10%に引き上げたとき（平成29年4月）にその財源を基に支給されます。

年金生活者支援給付金制度の種類とそれぞれの対象者・支給額は以下のとおりですが、制度の詳細は今後政令で定めます。

①老齢年金生活者支援給付金

対象者：所得基準額（注1）以下の老齢基礎年金の受給者

支給額：5,000円を基準として保険料納付済期間に応じた額と保険料免除期間に応じた額

②補足的老齢年金生活者支援給付金

対象者：所得基準額を超える一定の額以下の老齢基礎年金の受給者

支給額：老齢年金生活者支援給付金を受けられる人との所得の逆転を防ぐよう政令で定める額

③障害年金生活者支援給付金

対象者：一定の所得（注2）以下の障害基礎年金の受給者

支給額：障害基礎年金1級に該当する方 月額6,250円

障害基礎年金2級に該当する方 月額5,000円

④遺族年金生活者支援給付金

対象者：一定の所得（注2）以下の遺族基礎年金の受給者

支給額：5,000円

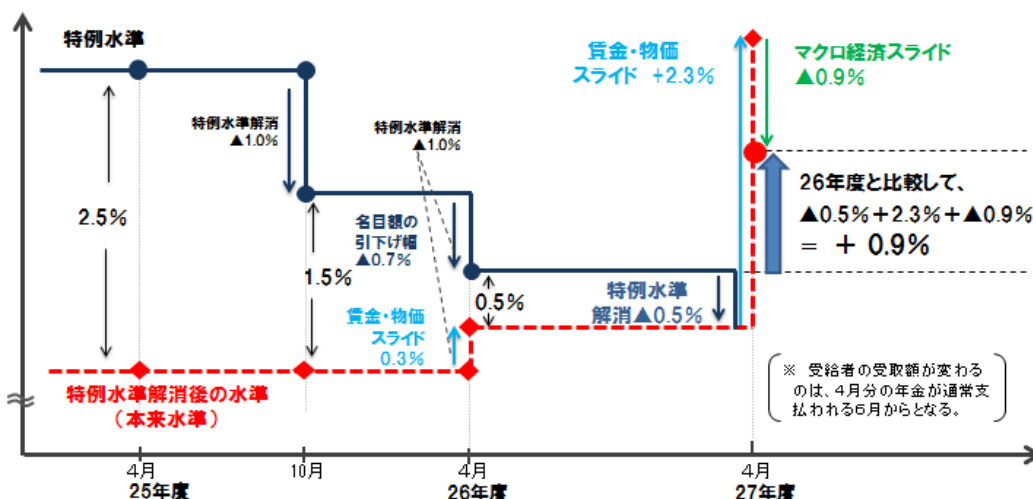
（注1）市町村民税非課税基準を参考に設定する予定。（注2）20歳前傷病による障害基礎年金と同じ所得制限を設定する予定。

5. 特例水準の解消

年金額は、前年の物価や賃金の変動に応じて改定されますが、平成12年度から14年度までの間は、物価が下落したにもかかわらず、特例措置として、年金額の減額を行いませんでした。そのため、平成25年9月において、支給されている年金額は、本来物価や賃金に応じて改定される年金額の水準（本来水準）より、2.5%高い水準（特例水準）となっていました。

平成24年の制度改正により、年金財政を安定化し、現役世代である将来の年金受給者の年金額を確保する観点から年金額の特例水準を解消することとしました。年金で生活している高齢者の生活への配慮の観点から、3段階に分けて実施することとし、平成27年4月において特例水準を完全に解消しました。

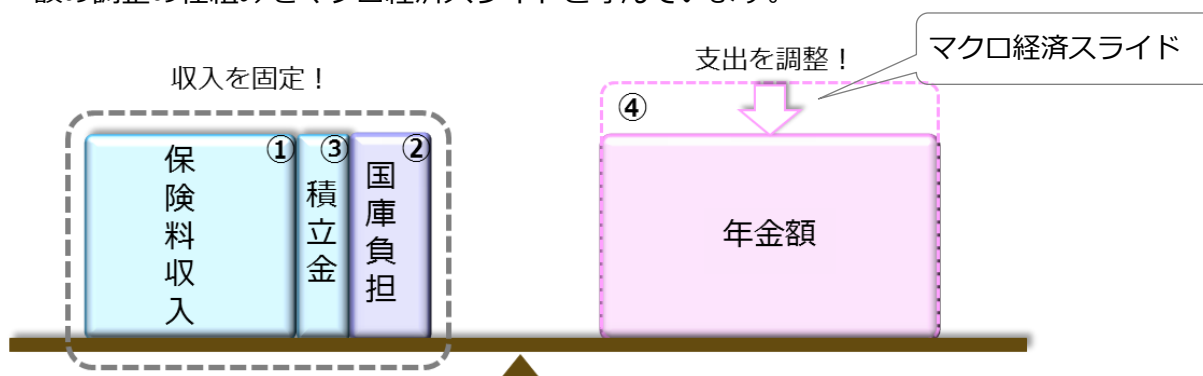
【特例水準の解消の経緯】



6. マクロ経済スライドの発動

【長期的な財政の枠組み】

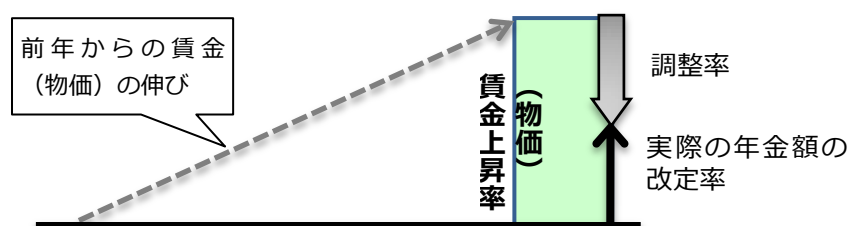
少子高齢化が進行する中で、財源の範囲内で年金給付を賄えるよう、公的年金制度の長期的な財政の枠組みとして、収入を、①保険料水準を固定すること（平成29年度まで引上げ）、②基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とすること、③積立金を活用することで固定し、支出については、長期的な収支が均衡するように年金額を調整することとなっています。この年金額の調整の仕組みをマクロ経済スライドと呼んでいます。



【マクロ経済スライドの仕組み】

年金額は、賃金や物価の変動に応じて改定するのが原則です。マクロ経済スライドとは、長期的に財政が均衡するために必要と見込まれる一定期間（注）について、現役世代の人口減少や平均余命の伸びを考慮した「調整率」を毎年度設定し、調整率に相当する分だけ賃金や物価による年金額の上昇を抑える仕組みです。

（注）5年に一度の財政検証の際、おおむね100年間の財政均衡期間の終了時に、その時点の給付費の1年分程度の積立金を保有することができるように、年金額の伸びの調整を行う期間を設定する。



【マクロ経済スライドの発動】

マクロ経済スライドは平成16年の改正により導入されたところ、この仕組みは特例水準を解消した後、物価や賃金が上昇した際に発動する仕組みとしていたため、これまで発動されることはありませんでしたが、平成27年度に特例水準が完全に解消され、前年の物価や賃金が増加したことで、マクロ経済スライドが本年初めて発動されることになりました。

今後、デフレからの脱却に伴いマクロ経済スライドによる給付水準の調整が進んでいくこととなりますが、将来世代の年金水準を確保するためには、景気変動の中でこの調整を極力先送りしないようにすることが重要です。

3. 外国で生活する

日本の公的年金制度は、基本的に日本国内に住んでいる人が対象で、原則として、外国で生活をする場合は、公的年金制度に加入する必要はありません。しかし、日本の企業に雇われたまま外国で働く場合は、日本の公的年金制度に加入することになります。また、外国で生活をする場合でも、日本の公的年金制度に任意で加入することができます。

この章では、「外国で生活する」ときの公的年金制度について、説明します。

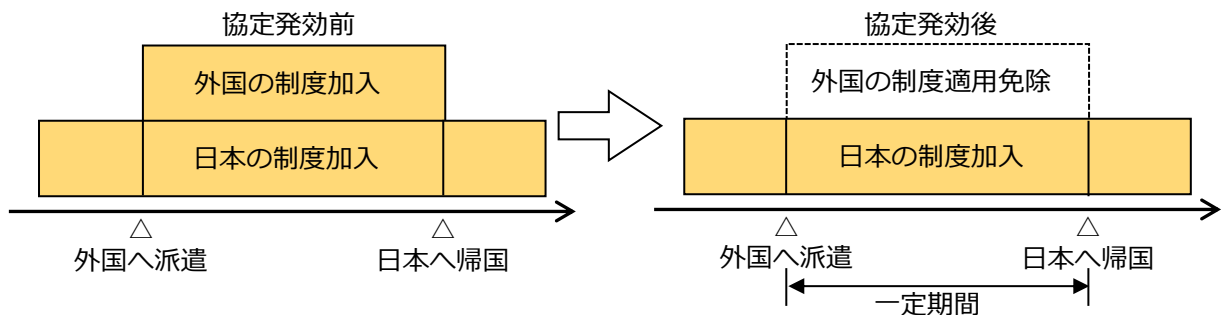
1 企業から外国に派遣される時

日本人でも外国に住んでいる人は外国の公的年金制度に加入することがあります。また、日本企業に雇われたままで外国に派遣されている場合など、外国に住んでいても日本の厚生年金に加入することがあります。このように、日本企業から外国に派遣されて働く場合は、日本と外国の公的年金制度の両方に加入し保険料を払わなければならないという状態が発生することがあります。(二重負担の課題)

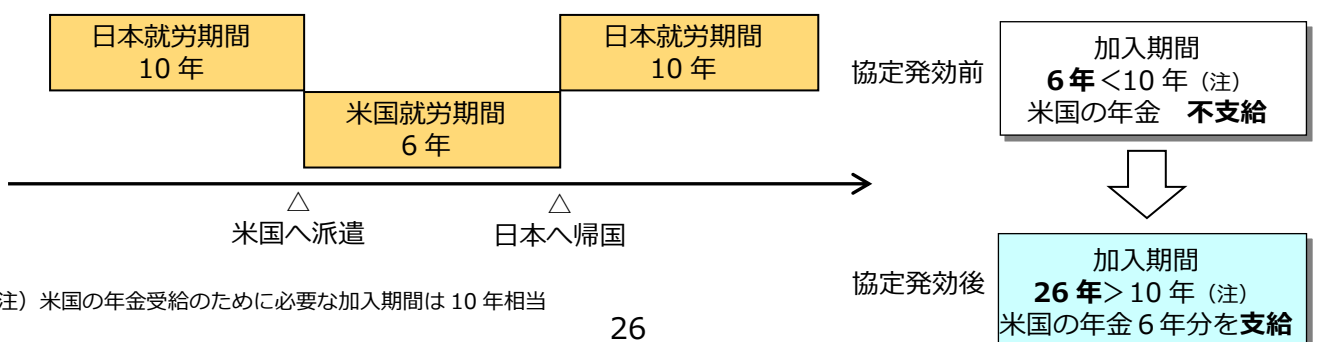
また、外国に住んでいた間に外国の公的年金制度に加入し、保険料を払ったにも関わらず、その期間が短いと外国の年金を受けられないということがあります。(年金受給資格の確保の課題)

これらの課題に対し、現在、各国と「社会保障協定」を結び、日本と外国の公的年金制度のどちらの制度に加入するかのルールを定め、二重負担を防ぐとともに、年金の受給資格期間の計算に際して、日本と外国の年金制度への加入期間を相互に通算し、年金受給資格の確保を図っています。

- 二重負担の防止 【日本から外国に一時的に派遣され勤務していた場合】



- 加入期間の通算 【例：日本から米国に長期に派遣され勤務していた場合】



注) 米国の年金受給のために必要な加入期間は10年相当

○ 社会保障協定締結などの状況

平成12年2月にドイツとの間で協定が発効して以来、平成27年4月1日までに、欧米先進国を中心に15カ国との間で協定が発効しています。また、昨今の日本と新興国との経済関係の進展に伴い、新興国との間でも協定の締結を進めています。

(1) 発効済み 15カ国					
 ドイツ	平成12年 2月発効	 フランス	平成19年 6月発効	 スペイン	平成22年12月発効
 英国	平成13年 2月発効	 カナダ	平成20年 3月発効	 アイルランド	平成22年12月発効
 大韓民国	平成17年 4月発効	 オーストラリア	平成21年 1月発効	 ブラジル	平成24年 3月発効
 アメリカ	平成17年10月発効	 オランダ	平成21年 3月発効	 スイス	平成24年 3月発効
 ベルギー	平成19年 1月発効	 チェコ	平成21年 6月発効	 ハンガリー	平成26年 1月発効
(2) 署名済み 3カ国					
 イタリア	平成21年 2月署名	 インド	平成24年11月署名	 ルクセンブルク	平成26年10月署名
(3) 政府間交渉中 4カ国					
 スウェーデン	平成23年10月第1回政府間交渉実施	 フィリピン	平成25年 9月第1回政府間交渉実施		
 中国	平成24年 3月第3回政府間交渉実施	 トルコ	平成26年11月第2回政府間交渉実施		
(4) 予備協議中等 3カ国					
 スロバキア	平成23年11月第3回当局間協議実施	 フィンランド	平成25年12月第3回当局間協議実施		
 オーストリア	平成24年10月第3回当局間協議実施				

2 外国で国民年金に任意加入するとき

留学などにより外国で生活する場合、原則として日本の公的年金制度に加入する必要はありません。しかし、その期間は、将来受け取る年金額には反映されず、また、もし事故などで重い障害を負ってしまったときにも、障害基礎年金を受給することはできません。

そこで、外国で生活をする日本人が希望すれば、日本の公的年金制度へ任意で加入できる制度（任意加入制度）があります。任意加入をする場合には、市区町村や年金事務所で手続きを行い、国民年金の第一号被保険者と同様、毎月定額の保険料を納めます。保険料を納付した期間は、将来の年金額に反映されるほか、もしものときには障害基礎年金を受け取ることができます。

4. 企業年金などに加入する

企業年金などは、公的年金の上乗せの給付を保障する制度です。この制度は、老後のより豊かな生活を送るための制度として重要な役割を果たしています。企業や個人は、多様な制度の中からニーズに合った制度を選択することができます。

この章では、「企業年金などへの加入」について、具体的に説明します。

1 企業年金などの種類

企業年金などは大きく分けると確定給付型と確定拠出型の2種類があります。確定給付型とは、加入した期間などに基づいてあらかじめ給付額が定められている年金制度です。加入者が老後の生活設計を立てやすい反面、運用の低迷などで必要な積立水準が不足した場合は、企業などが追加拠出をしなければならない仕組みになっています。

一方、確定拠出型とは、拠出した掛金額とその運用収益との合計額を基に給付額を決定する年金制度です。企業が追加拠出をする必要は生じませんが、加入者自らが運用を行い、老後の生活設計を立てる必要があります。

【企業年金などの種類】

タイプ	種類	概要
確定給付型	確定給付企業年金 (規約型)	労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社などが契約を結んで、母体企業の外で年金資金を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
	確定給付企業年金 (基金型)	母体企業とは別の法人格を有する基金を設立した上で、その基金が年金資産を管理・運用し、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
	厚生年金基金※	一企業単独（単独設立）、親企業と子企業が共同（連合設立）、または同種同業の多数企業が共同（総合設立）して、厚生年金基金を設立し、老齢厚生年金の一部を代行して給付するとともに、独自の上乗せ給付を実施するもの。
確定拠出型	確定拠出年金 (企業型)	企業がその従業員のために資産管理機関に拠出した掛金を、従業員ごとに積み立て、従業員自らが運営管理機関を通じて資産管理機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
	確定拠出年金 (個人型)	企業の従業員のうち企業年金がない人や自営業者などが、自ら国民年金基金連合会に拠出した掛金を、加入者ごとに積み立て、加入者自らが運営管理機関を通じて同連合会の委託を受けた金融機関に運用の指図を行い、老齢厚生年金の上乗せ給付を行うもの。
確定給付型	国民年金基金	自営業者などが、都道府県ごとに設立された地域型国民年金基金や、同種の事業・業務に従事する人によって設立された職能型国民年金基金に掛金を拠出し、その基金が年金資金を管理・運用し、国民年金の上乗せ給付を行うもの。

※ 平成 26 年 4 月 1 日に公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）が施行されたことにより、以下の措置が講じられている。

- 平成 26 年 4 月 1 日以降、厚生年金基金の新規設立は認めない
- 平成 26 年 4 月 1 日から 5 年間の時限措置として特例解散制度を見直し、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- 上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金などへの積立金の移行について特例を設ける。

2 企業年金制度の概況

○ 確定給付企業年金制度

確定給付企業年金制度は、労使の合意で比較的柔軟な制度設計が可能であり、受給権が保護されているなどという長所があります。

確定給付企業年金には以下の2種類があります。

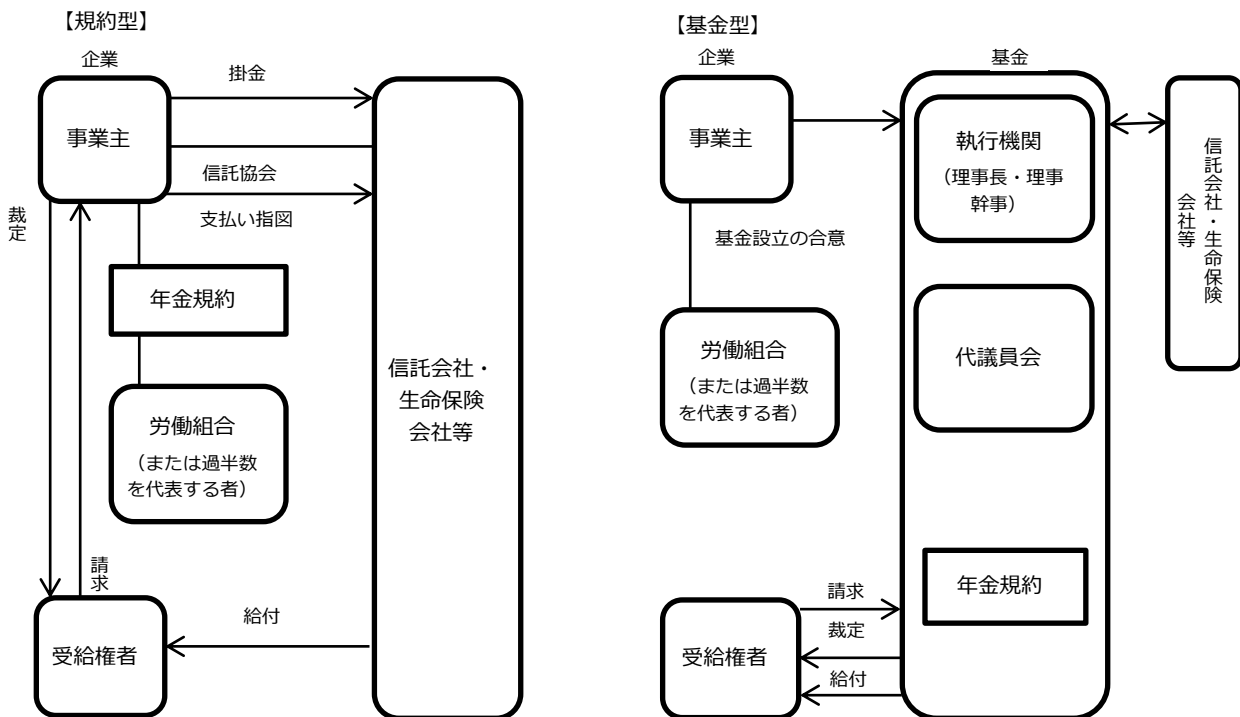
・ 規約型確定給付企業年金

実施主体は確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主です。労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社などが契約を結び、母体企業の外で年金資金を管理・運用し、年金給付を行います。

・ 基金型確定給付企業年金

実施主体は企業年金基金です。母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立し、企業年金基金で年金資金を管理・運用し、年金給付を行います。

【規約型と基金型のイメージ図】



○ 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度は、拠出された掛金が加入者ごとに区分され、その掛金と加入者自身の指図による運用の運用益との合計額をもとに給付額が決定される年金制度です。確定給付型の企業年金を行うことが難しい中小企業の従業員や自営業者などのニーズに応え、離職・転職にも対応しやすくなることから、年々その規模を拡大しています。

確定拠出年金には以下の2種類があります。

- ・ 企業型確定拠出年金

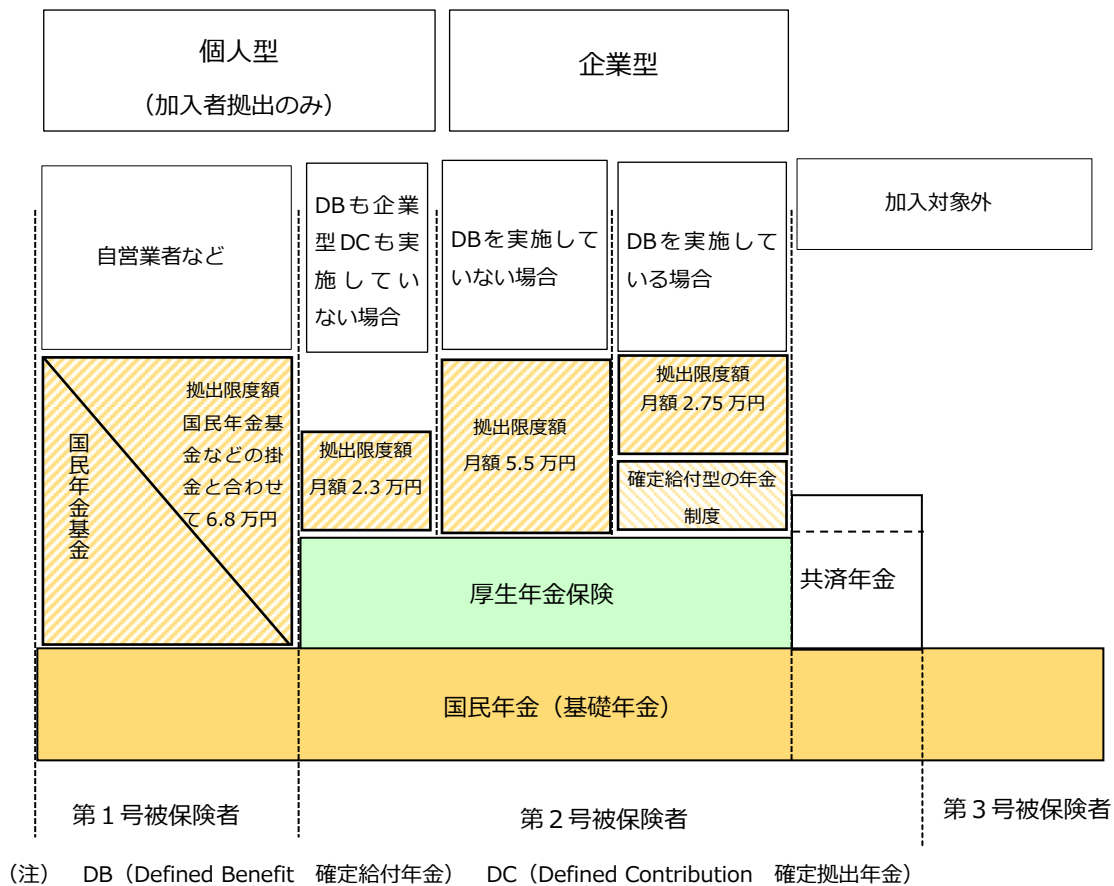
企業の拠出によって行います。拠出限度額の枠内かつ事業主の掛金を越えない範囲で、加入者の拠出（マッチング拠出）が可能となっています。

- ・ 個人型確定拠出年金

個人の拠出によって行います。

加入を希望する際には、国民年金基金連合会 <http://www.npfa.or.jp/> に申請する必要があります。

【対象者・拠出限度額と他の年金制度への加入の関係】



3 国民年金基金の概況

国民年金基金制度は、自営業者など国民年金の第1号被保険者が、老後の所得保障の充実を図るために、自らの選択により任意で加入する制度です。

国民年金基金には、次の2種類があります。

① 地域型国民年金基金

都道府県ごとに、都道府県内に住所を有する1,000人以上の加入者で組織されている（平成26年度末現在47基金）

② 職能型国民年金基金

全国単位で、同種の事業または業務に従事する3,000人以上の加入者で組織されている（平成26年度末現在25基金）

国民年金基金の給付と掛金について、自営業者などは自分で給付を選択して加入し、選択した給付と加入時の年齢などに基づいて定められた額の掛金を支払います。掛金の上限は月額68,000円です（個人型確定拠出年金に加入している場合にはその掛金と合わせて68,000円が上限）。

また、国民年金基金は65歳から生涯受け取る終身年金が基本なので、長い老後の生活に備えることができます。

【老齢基礎年金に上乗せされる国民年金基金の老齢年金月額】

加入年齢	35歳まで	45歳まで	50歳まで	50歳1ヵ月以降
1口目	2万円	1.5万円	1万円	年金額は加入年齢 (月単位)で異なる
2口目以降	1万円	5千円	5千円	

(注1) 基金の給付は、老齢年金と遺族一時金（保証期間内に死亡した場合）

(注2) 1口目は終身年金（2種類）の中から選択し、さらに年金額を増やしたい場合は2口目以降を終身年金（2種類）及び確定年金（5種類）の中から選択。2口目以降は組み合わせで複数選択可能。

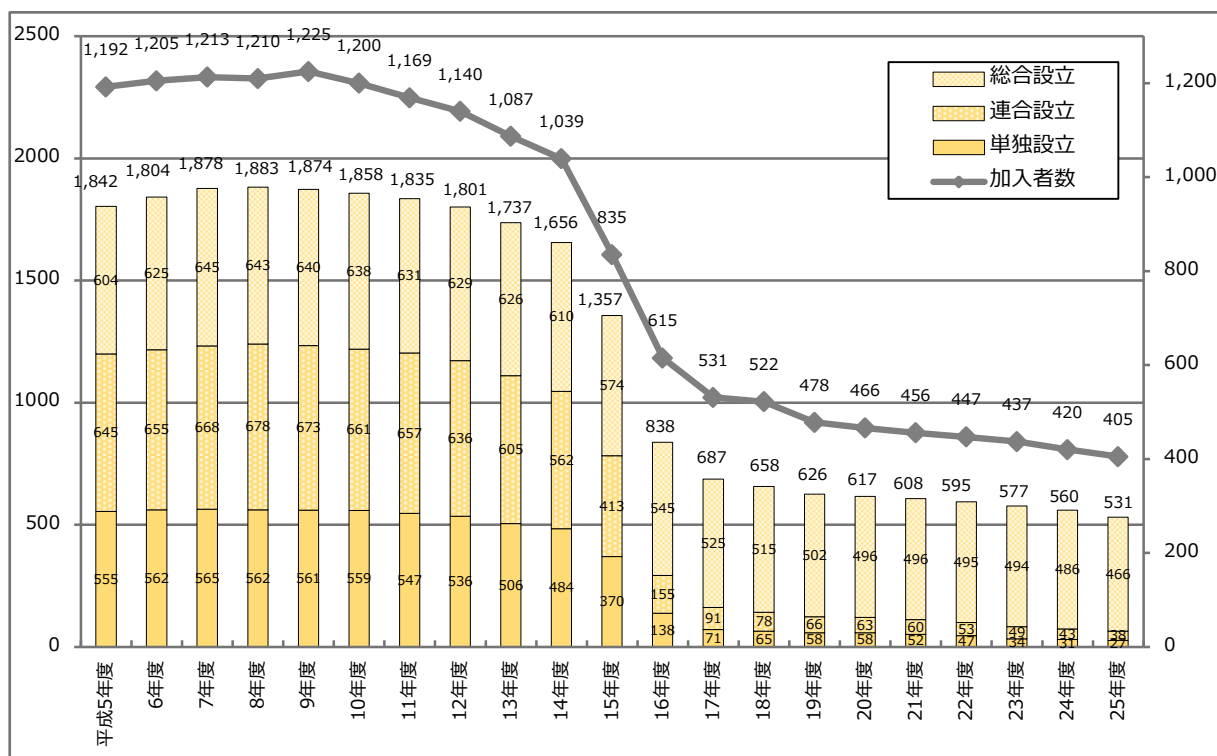
■ 厚生年金基金制度

厚生年金基金制度は、国に代わって厚生年金の給付の一部を代行して行う（代行給付）とともに、企業の実情などに応じて独自の上乗せ給付を行うことができる制度です。

しかし近年では、経済・運用環境の低迷に伴う財政悪化などによる基金の解散や、代行部分を持たない確定給付企業年金制度への移行（＝代行返上）が行われ、基金数や加入員数は減少傾向にありました。

さらに、平成 24 年の投資顧問会社による巨額の年金詐欺事件、いわゆる「AIJ 事件」を契機として、厚生年金基金制度の抜本的な見直しを求める声が高まり、平成 25 年通常国会において「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が成立し、平成 26 年 4 月 1 日に施行されました。この改正法の施行後は、厚生年金基金の新設は認められなくなり、また、5 年間の時限措置として特例的な解散制度が導入され、他の企業年金制度への移行を促進しています。

【厚生年金基金数と加入者数】



5. 公的年金の財政

公的年金制度は、現役世代が保険料を納めて、高齢者などが年金を受け取るという「所得の移転」を行っています。実際のお金の流れや積立金の管理・運用などはどのようなになっているのでしょうか。

この章では、公的年金制度にまつわる資金の流れなど「公的年金の財政」について、具体的に説明します。

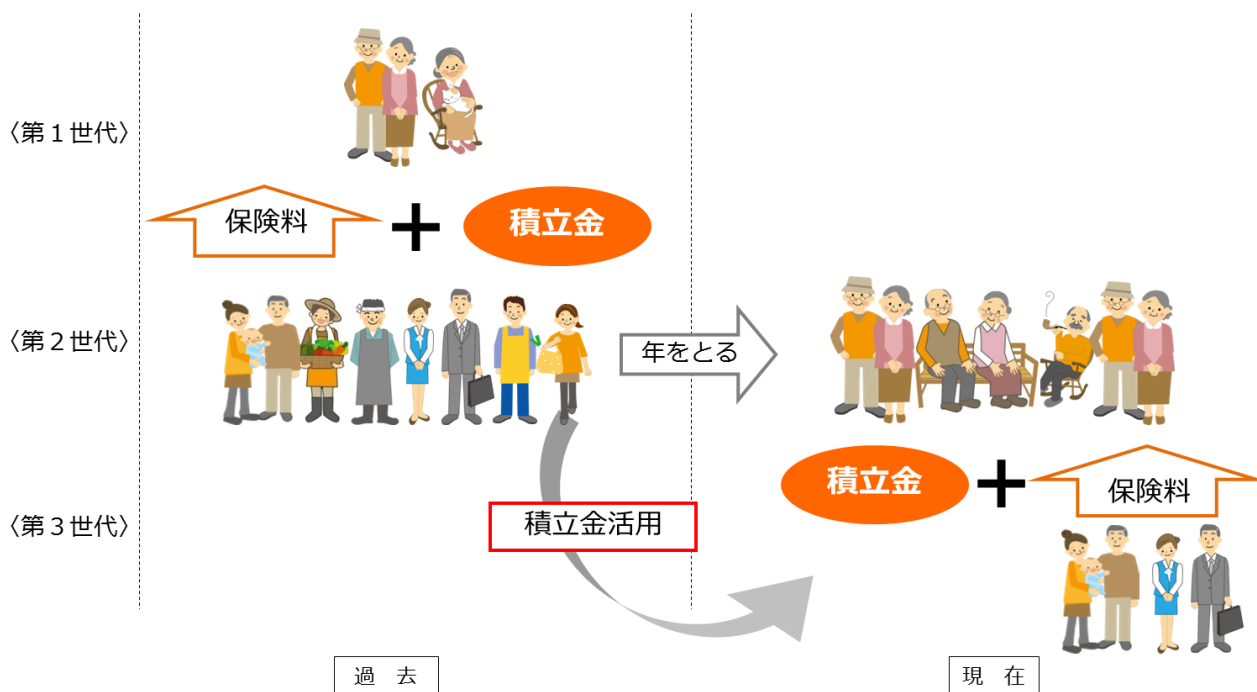
1 公的年金の財政の仕組み

年金を給付するための資金をどのように調達していくかという計画を「財政方式」と言います。財政方式には、制度に加入している人（被保険者）からの保険料で、その時々年金給付に必要な費用の全額を賄う「賦課方式」と、将来の年金給付に必要な原資を保険料で積み立てていく「積立方式」があります。

賦課方式は少子高齢化など人口変動による影響を受けやすく、積立方式は物価・賃金の変動や積立金の運用利回りの変動による影響を受けやすいという特徴があります。

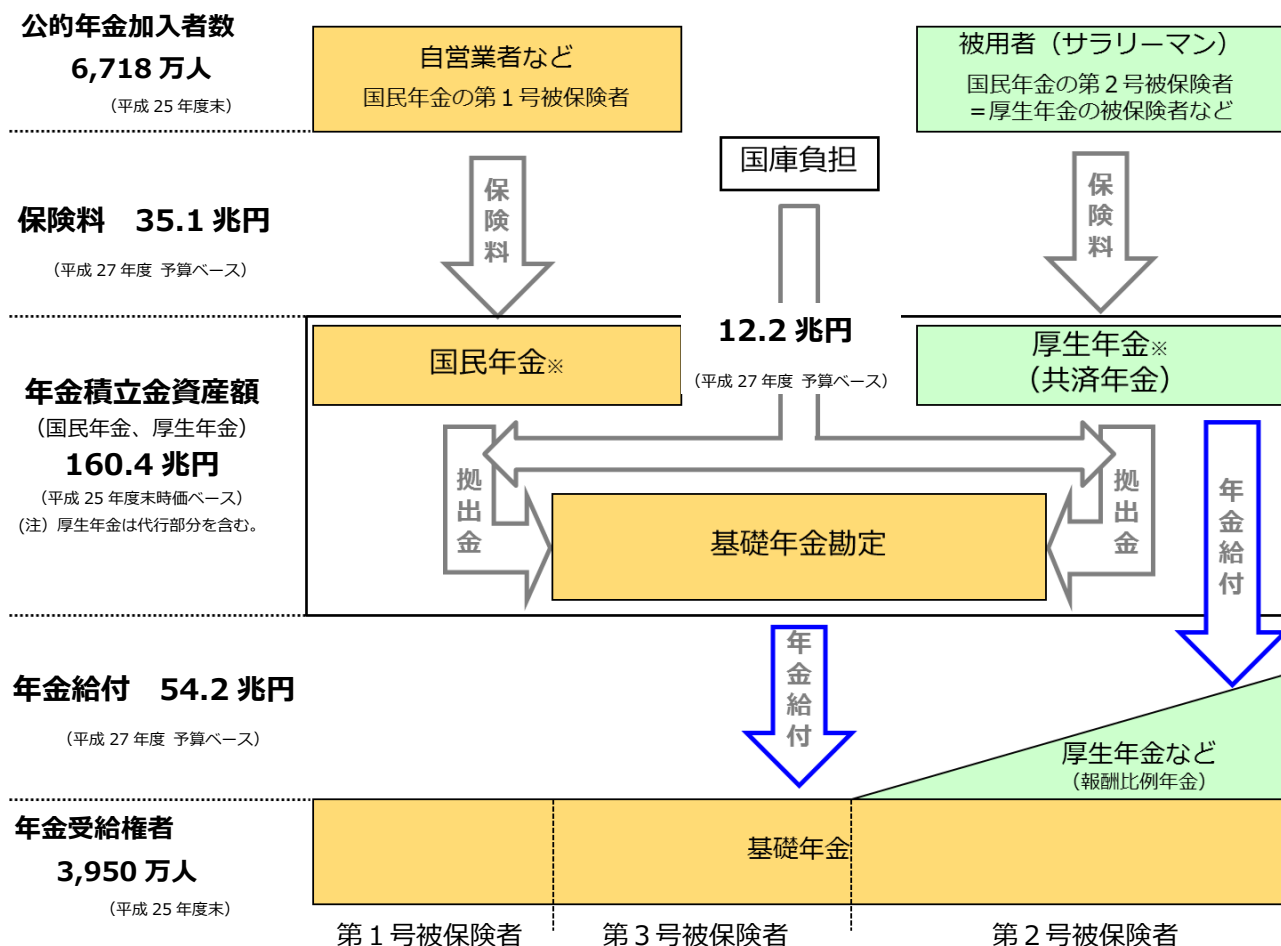
年金制度は長期にわたる保障の仕組みであり、その間に社会経済の大きな変化があったとしても、生活の保障という役割を果たす必要があります。そこで、日本の公的年金制度は、賦課方式を基本とした財政方式を運営しつつ、その上で一定の積立金を保有し、その運用収益も活用しています。これにより、少子高齢化で増大する保険料負担の緩和を図るとともに、物価や賃金の変動しても、その時々社会情勢に応じた給付の実現を図っています。

【日本の公的年金制度の財政方式】



公的年金は現在およそ50兆円（年間）の給付を行っていますが、財源は、保険料と積立金の取り崩しと運用収入の他に、国庫負担（税財源）もあります。国庫負担は、全国民共通の基礎年金について、毎年度の給付費の一定割合を賄うことで、現役世代の保険料負担の軽減を図っています。

【公的年金の収入と支出の概要（財政構造）】



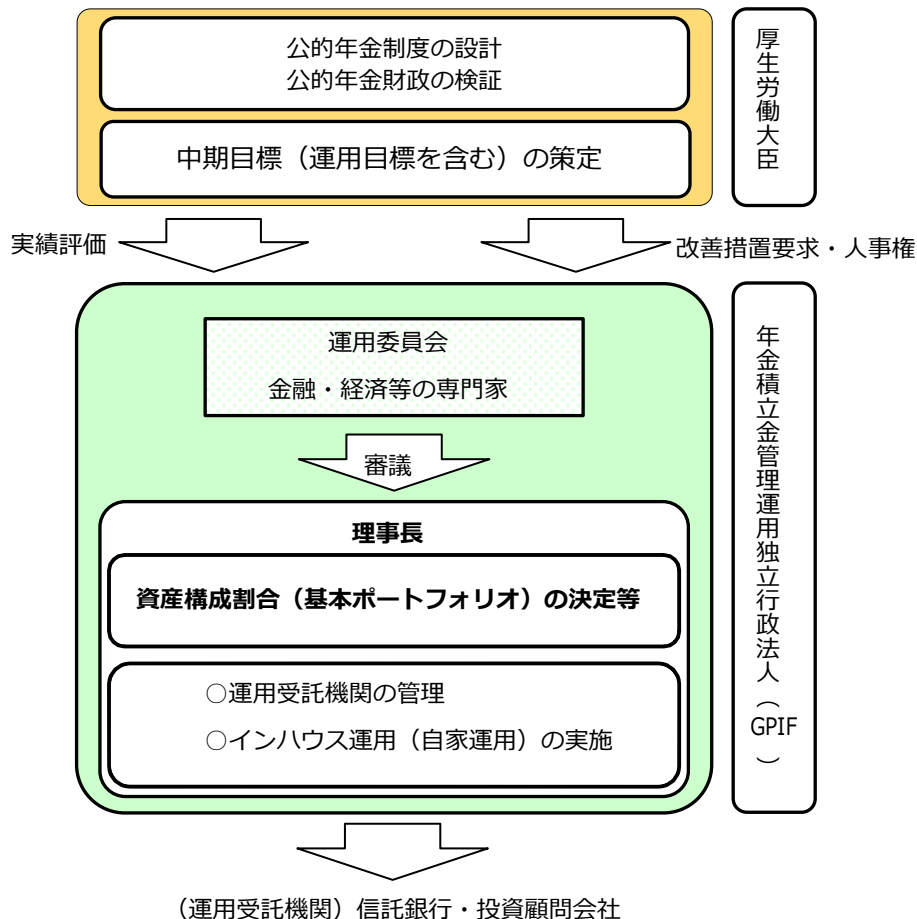
※ 保険料と国庫負担以外にも、年金積立金の運用収益などの収入がある。

公的年金制度は、今後の少子高齢化に対応するために、これまでも制度改革を行ってきました。特に平成16年の制度改革では、今後さらに急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって制度を持続的で安心できるものとするため、おおむね100年の長期的な期間に保険料の負担と給付の均衡を図る財政の枠組みを導入しました。具体的には、①上限を固定した上での保険料の引上げ ②基礎年金の国庫負担割合を「3分の1」から「2分の1」へ引上げ ③おおむね100年後の積立金の水準がその時点の給付費の1年分程度となるよう目標を設定した上での積立金の活用 ④財源の範囲内で年金の給付水準を自動的に調整する仕組み（マクロ経済スライド）を導入し、この枠組みを機能させつつ、少なくとも5年に1度、給付と負担の均衡を検証する（これを「財政検証」という）ことで、中長期的に持続可能な運営を図る仕組みとしています。

2 年金積立金の運用

年金積立金は被保険者が納めた保険料の一部であり、将来の年金給付の貴重な財源となるものです。そのため、年金積立金の運用は、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に役立つことを目的として行っています。

【積立金の運用の仕組み】



年金積立金の運用は、厚生労働大臣の寄託を受けた、資金運用に特化した専門の法人である年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が行っています。GPIF は、自ら定めた債券、株式などの資産構成割合（基本ポートフォリオ）に基づいて運用を行い、管理・運用状況については四半期ごとに、ホームページ（<http://www.gpif.go.jp/operation/index.html>）などで公表しています（→P.49）。GPIF には多数の運用経験者や証券アナリストが在籍しており、さらに体制の強化に努めています。

年金積立金の運用は、国内債券や株式等を適切に組み合わせた分散投資を行っており、実際の運用は、内外から公募を経て選定された運用受託機関（34 社 73 ファンド（平成 26 年 3 月末時点））が主に行っています。

年金積立金の運用実績は、自主運用（注1）を開始した平成 13 年度からの平均で、年金財政上必要な運用利回り（注2）を確保しています。

（注1）平成 12 年度までは年金積立金全額を旧大蔵省資金運用部（現在の財務省財政融資資金）に預託することによって運用していたが、財政投融资改革により、平成 13 年度からは厚生労働大臣が、直接、旧年金資金運用基金（GPIF の前身の組織）に寄託し、管理・運用する仕組みに変わった。

（注2）年金給付費は、基本的に名目賃金上昇率に連動して増減するため、これに対応して平成 26 年財政検証で設定された年金財政上必要な運用利回り（名目運用利回り－名目賃金上昇率として計算する）を確保することが重要である。

また、年金積立金は資産規模が大きいことから、市場の価格形成、民間の投資行動を歪めないように配慮するとともに、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないように注意を払いながら、運用しています。

【年金積立金の資産構成割合（基本ポートフォリオ）】

国内債券 35% (±10%)	国内株式 25% (± 9%)	外国債券 15% (± 4%)	外国株式 25% (± 8%)
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

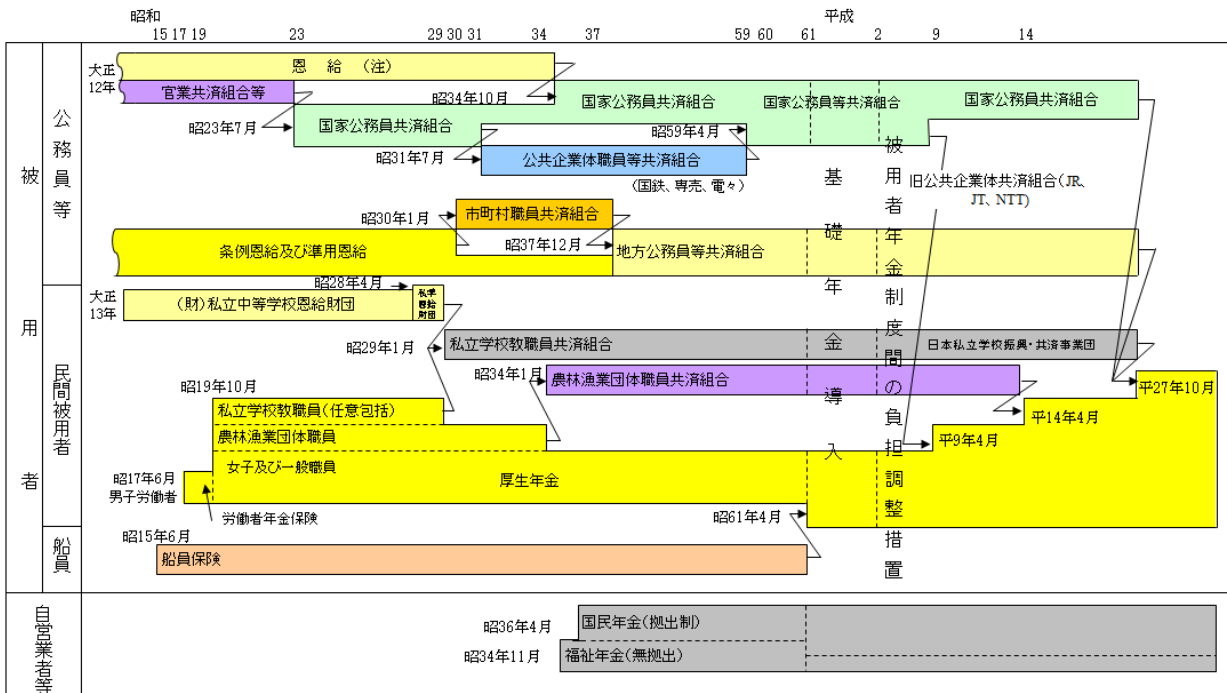
() は乖離許容幅

（注）平成 26 年 10 月 31 日変更。

変更前の構成割合は、国内債券 60%(± 8%)、国内株式 12%(± 6%)、外国債券 11%(± 5%)、外国株式 12%(± 5%)、短期資産 5%(－)。

参考資料

○ 公的年金制度の沿革



(注)明治8年に海軍退賜令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。

○ 主な年金制度改正の経緯

制度の創成

- 昭和 17年 労働者年金保険法の発足
- 昭和 19年 厚生年金保険法に改称
- 昭和 29年 厚生年金保険法の全面改正
- 昭和 36年 国民年金法の全面施行(国民皆年金)

制度の充実

- 昭和 40年 1万円年金
- 昭和 44年 2万円年金
- 昭和 48年 5万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等

高齢化への対応

- 昭和 61年 基礎年金の導入、給付水準の適正化等
- 平成 2年 被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始
- 平成 6年 厚生年金(定額部分)支給開始年齢の引上げ等
- 平成 9年 三共済(JR共済・JT共済・NTT共済)を厚生年金に統合
- 平成 12年 厚生年金の給付水準の5%適正化や裁定後の年金額の改定方法の見直し(賃金スライドから物価スライドへ)、厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢引上げ等
- 平成 14年 農林共済を厚生年金に統合
- 平成 16年 有限均衡方式、上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げ、積立金の活用、マクロ経済スライドの導入等
- 平成 21年 基礎年金国庫負担割合2分の1の実現
- 平成 24年 社会保障・税一体改革
基礎年金国庫負担割合の恒久化 / 被用者年金一元化等

○ 平成 24 年度年金制度改正（社会保障・税一体改革関連法）の主な改正事項と施行日一覧

- (1) 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）

主な改正内容	施行日
年金の受給資格期間を 25 年から 10 年に短縮	平成 29 年 4 月 1 日 (注)
基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 の恒久化	平成 26 年 4 月 1 日
短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大	平成 28 年 10 月 1 日
産休期間中の厚生年金保険料の免除	平成 26 年 4 月 1 日
遺族基礎年金の父子家庭への支給拡大	平成 26 年 4 月 1 日

- (2) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）

主な改正内容	施行日
厚生年金に公務員及び私学教職員も加入し、2 階部分は厚生年金に統一	平成 27 年 10 月 1 日
共済年金・厚生年金の保険料率（上限 18.3%）を統一し、制度の差異を解消	
共済年金にある公的年金としての 3 階部分（職域加算）を廃止	
追加費用削減のため、恩給期間にかかる給付について 27%引下げ	平成 25 年 8 月 1 日

- (3) 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第99号）

主な改正内容	施行日
平成 24・25 年度の基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とする	公布日 (平成 24 年 11 月 26 日)
年金額の特例水準（2.5%）を平成 25～27 年度までの 3 年間で解消	平成 25 年 10 月 1 日

- (4) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）

主な改正内容	施行日
年金受給者のうち、低所得・低年金高齢者等に福祉的な給付を行う	平成 29 年 4 月 1 日 (注)

(注) 消費税の 10%への引上げと合わせて施行する

○ 平成 25 年度年金制度改正（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号））の概要

1. 厚生年金基金制度の見直し（厚生年金保険法等関係）

- (1) 施行日以後は厚生年金基金の新設は認めない。
- (2) 施行日から 5 年間の時限措置として特例解散制度を見直し、分割納付における事業所間の連帯債務を外すなど、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- (3) 施行日から 5 年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できる。
- (4) 上乘せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金等への積立金の移行について特例を設ける。

2. 第 3 号被保険者の記録不整合問題（※）への対応（国民年金法関係）

保険料納付実績に応じて給付するという社会保険の原則に沿って対応するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 年金受給者の生活の安定にも一定の配慮を行った上で、不整合記録に基づく年金額を正しい年金額に訂正
- (2) 不整合期間を「カラ期間」（年金額には反映しないが受給資格期間としてカウント）扱いとして、無年金となることを防止
- (3) 過去 10 年間の不整合期間の特例追納を可能とし、年金額を回復する機会を提供（3 年間の時限措置）

(※) サラリーマン（第 2 号被保険者）の被扶養配偶者である第 3 号被保険者（専業主婦等）が、第 2 号被保険者の離職などにより、実態としては第 1 号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第 3 号被保険者のままとされていて不整合が生じている問題。

○ 平成 26 年度年金制度改正（政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 64 号））の概要

1. 年金保険料の納付率の向上方策等（国民年金法、厚生年金保険法等関係）

- （1）納付猶予制度の対象者を、30 歳未満の者から 50 歳未満の者に拡大する。
- （2）大学等の学生納付特例事務法人について、学生から納付猶予の申請の委託を受けた時点から、当該納付猶予を認める。
- （3）現行の後納制度に代わって、過去 5 年間の保険料を納付することができる制度を創設する。
- （4）保険料の全額免除について、指定民間事業者が被保険者からの申請を受託できる制度を設ける。
- （5）滞納した保険料等に係る延滞金の割合を軽減する。

2. 事務処理誤り等に関する特例保険料の納付等の制度の創設（国民年金法関係）

- 事務処理誤り等の事由により、国民年金保険料の納付の機会を逸失した場合等について、特例保険料の納付等を可能とする制度を創設する。

3. 年金記録の訂正手続の創設（国民年金法、厚生年金保険法、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律関係）

- 年金個人情報（国民年金及び厚生年金保険の原簿記録）について、被保険者等による訂正請求を可能とし、民間有識者の審議に基づき厚生労働大臣が訂正する手続を整備する。

4. 年金個人情報の目的外利用・提供の範囲の明確化（日本年金機構法関係）

- 年金個人情報の目的外提供ができる場合として、市町村が行う高齢者虐待の事実確認に関する事務等を追加する。

○ 65 歳以上人口割合等の推移と見通し

	65 歳以上人口／全人口	65 歳以上人口／20 歳以上 65 歳未満人口
昭和 35 年	5.7%	10.6% (9.5 人で 1 人)
昭和 45 年	7.1%	11.7% (8.5 人で 1 人)
昭和 55 年	9.1%	15.1% (6.6 人で 1 人)
平成 2 年	12.0%	19.6% (5.1 人で 1 人)
平成 7 年	14.5%	23.2% (4.3 人で 1 人)
平成 12 年	17.3%	27.9% (3.6 人で 1 人)
平成 17 年	20.1%	33.1% (3.0 人で 1 人)
平成 22 年	23.0%	39.0% (2.6 人で 1 人)
平成 42 年	31.6%	58.7% (1.7 人で 1 人)
平成 67 年	39.4%	83.0% (1.2 人で 1 人)

(資料) 総務省統計局「国勢調査」、「人口推計」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成 24 年 1 月推計)」

○ 平均寿命の推移・国際比較 (単位：年)

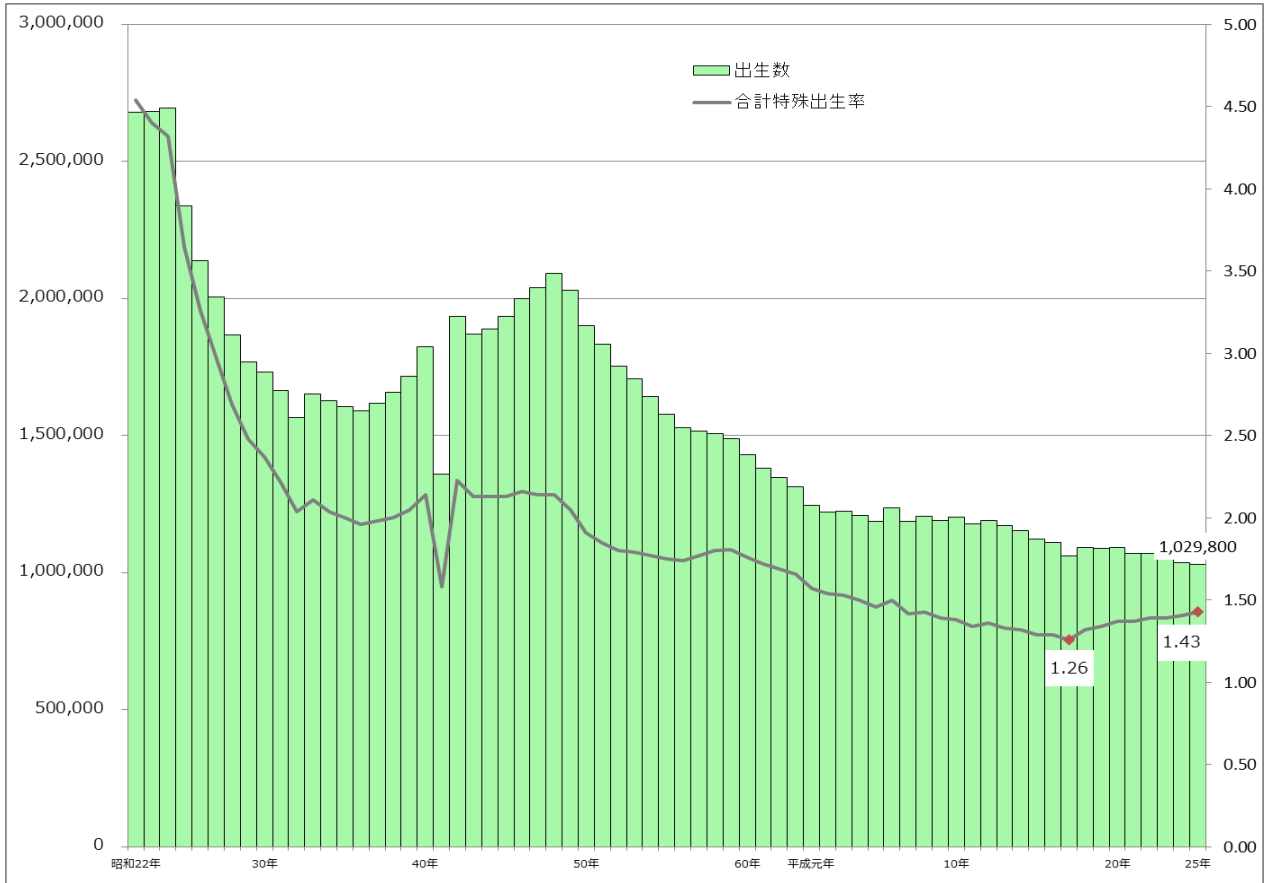
	平均寿命	
	男	女
昭和 35 年	65.32	70.19
昭和 45 年	69.31	74.66
昭和 55 年	73.35	78.76
平成 2 年	75.92	81.90
平成 7 年	76.38	82.85
平成 12 年	77.72	84.60
平成 17 年	78.56	85.52
平成 22 年	79.55	86.30
平成 23 年	79.44	85.90
平成 24 年	79.94	86.41
平成 25 年	80.21	86.61

(資料) 厚生労働省統計情報部「平成 25 年簡易生命表」

国	作成基礎期間	平均寿命	
		男	女
日本	2013	80.21	86.61
アメリカ	2011	76.3	81.1
イスラエル	2012	79.9	83.6
韓国	2012	77.9	84.6
フランス	2013	78.7	85.0
アイスランド	2012	80.8	83.9
イタリア	2012	79.57	84.41
ノルウェー	2013	79.65	83.61
スウェーデン	2013	80.09	83.71
スイス	2012	80.5	84.7
オーストラリア	2010-2012	79.9	84.3

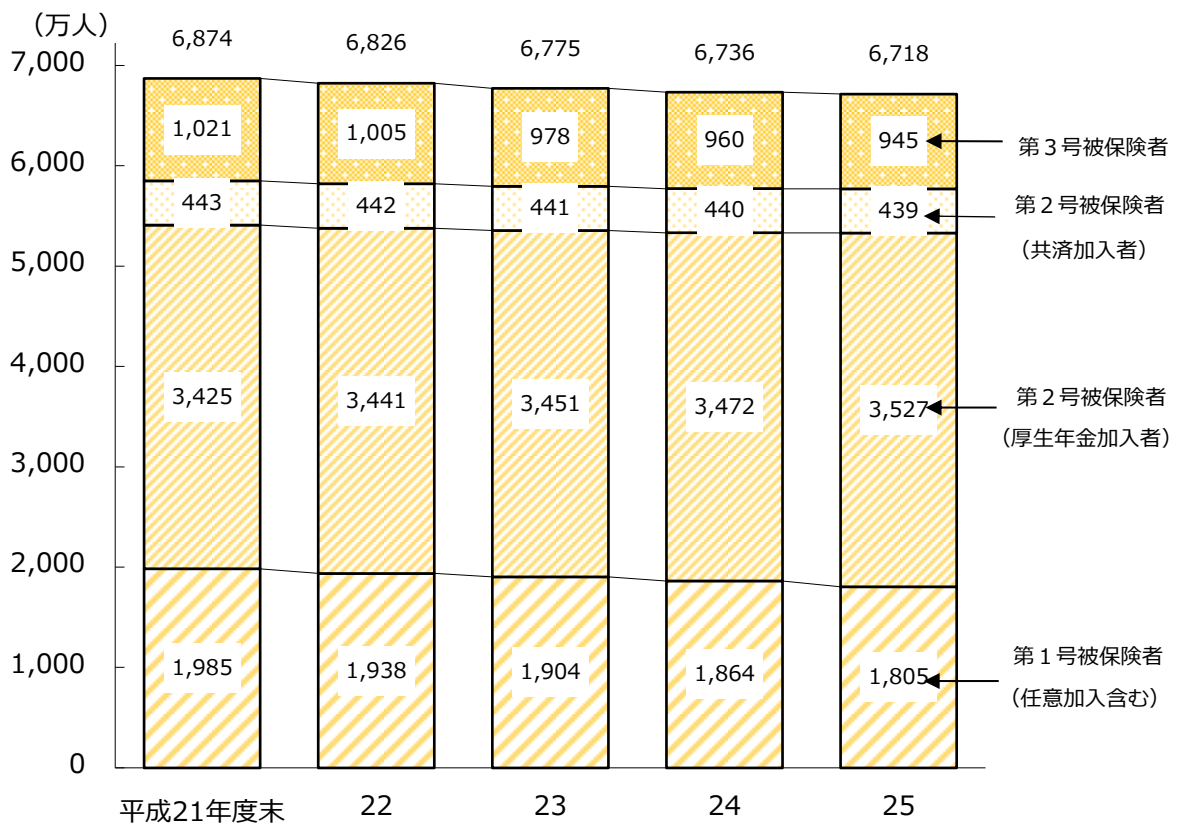
(資料) 厚生労働省統計情報部「平成 25 年簡易生命表」

○ 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



(資料) 厚生労働省統計情報部「人口動態統計月報年計」

○ 公的年金加入者(被保険者)の推移



○ 年金保険料額・保険料率の推移

国民年金保険料額は、平成 16 年度以降毎年度 280 円 (注) ずつ引き上げ、平成 29 年度に 16,900 円 (注) で固定します。厚生年金保険料率は、平成 16 年以降毎年 0.354% ずつ引き上げ、平成 29 年以降 18.3% で固定します。

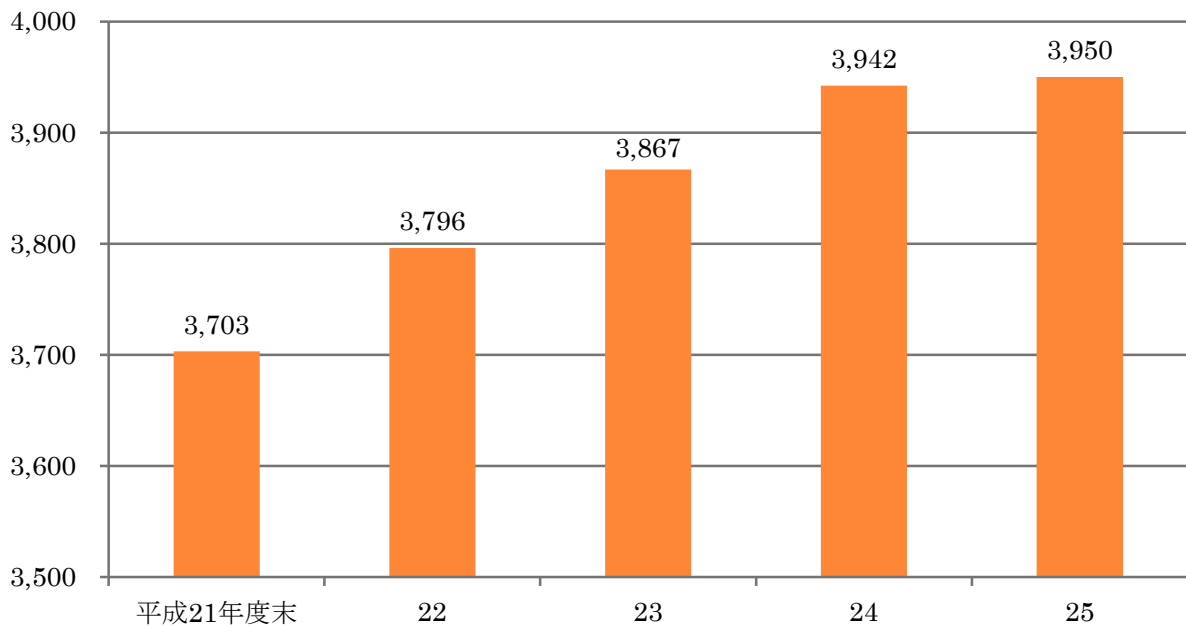
(注) 平成 16 年の物価・賃金水準での価格表示。実際には、その時々物価・賃金水準によって変化する。

	国民年金保険料額
平成 16 年度	13,300 円
平成 17 年度	13,580 円
平成 18 年度	13,860 円
平成 19 年度	14,100 円
平成 20 年度	14,410 円
平成 21 年度	14,660 円
平成 22 年度	15,100 円
平成 23 年度	15,020 円
平成 24 年度	14,980 円
平成 25 年度	15,040 円
平成 26 年度	15,250 円
平成 27 年度	15,590 円
平成 28 年度	16,260 円

	厚生年金保険料率
平成 16 年 10 月～	13.934%
平成 17 年 9 月～	14.288%
平成 18 年 9 月～	14.642%
平成 19 年 9 月～	14.996%
平成 20 年 9 月～	15.350%
平成 21 年 9 月～	15.704%
平成 22 年 9 月～	16.058%
平成 23 年 9 月～	16.412%
平成 24 年 9 月～	16.766%
平成 25 年 9 月～	17.120%
平成 26 年 9 月～	17.474%
平成 27 年 9 月～	17.828%

○ 公的年金受給権者数の推移

(万人)



○ 年金額の一覧

[] 内は月額換算した額

	平成27年度	
【国民年金】		
老齢基礎年金	780,100	[65,008]
障害基礎年金(1級)	975,100	[81,258]
(2級)	780,100	[65,008]
遺族基礎年金(子1人)	1,004,600	[83,716]
基本	780,100	[65,008]
加算	224,500	[18,708]
旧法 5年年金	403,400	[33,616]
10年年金	473,900	[39,491]
障害年金(1級)	975,100	[81,258]
(2級)	780,100	[65,008]
母子年金(子1人)	1,004,600	[83,716]
基本	780,100	[65,008]
母子加算	224,500	[18,708]
老齢福祉年金	399,700	[33,308]
【厚生年金】		
標準的な年金額 (注)	2,658,100	[221,507]
障害厚生年金(3級・最低保障)	585,100	[48,758]
障害手当金(最低保障)	1,170,200	
旧法 障害年金 (最低保障額)	780,100	[65,008]
旧法 遺族年金 (2子・最低保障額)	1,490,900	[124,241]
基本	780,100	[65,008]
寡婦加算	261,800	[21,816]
加給	449,000	[37,416]

(注1) 夫が平均的な収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)42.8万円)で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が受け取り始めるときの年金額(夫婦2人分の基礎年金と夫の厚生年金)。

(注2) 平成27年10月の被用者年金一元化施行後に、新規裁定又は額の改定がされた場合には、年額の端数処理が、100円未満四捨五入から1円未満四捨五入に変わるため、その分だけ年金額が上記と異なることになる。

○ 年金額の改定ルールについて

年金額は賃金および物価に連動して改定する仕組みとなっています。年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）は名目手取り賃金変動率（注）によって改定し、受給中の年金額（既裁定年金）は購買力を維持する観点から物価変動率により、改定します。

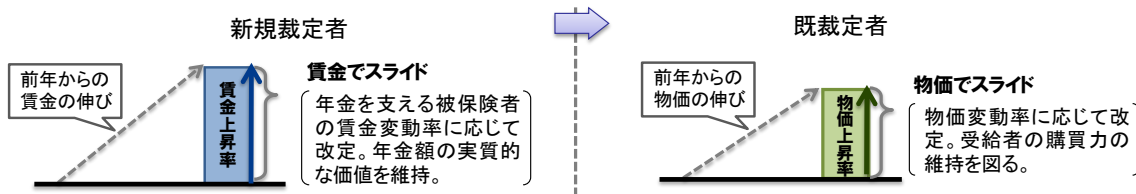
（注） 「名目手取り賃金変動率」とは、前年の物価変動率に2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率と可処分所得割合変化率を乗じたものです。実質賃金変動率と可処分所得割合変化率は、標準報酬月額及び保険料率のデータを用いて算出しています。平成29年度まで年金保険料率は上昇するため、現役世代の生活水準は、実際の賃金上昇率ほど伸びているとは言えないこととなります。そのような中、高齢者（新規裁定者）のスライド率を名目賃金上昇率に合わせて、現役世代とのバランスを失うことになるため、年金保険料率の上昇による手取り賃金の減少分である可処分所得割合変化率を踏まえた『名目「手取り」賃金変動率』によってスライドすることとしています。

平成27年度の改定に用いる名目手取り賃金変動率（2.3%）

$$= \text{物価変動率（2.7\%）} \times \text{実質賃金変動率（▲0.2\%）} \times \text{可処分所得割合変化率（▲0.2\%）}$$

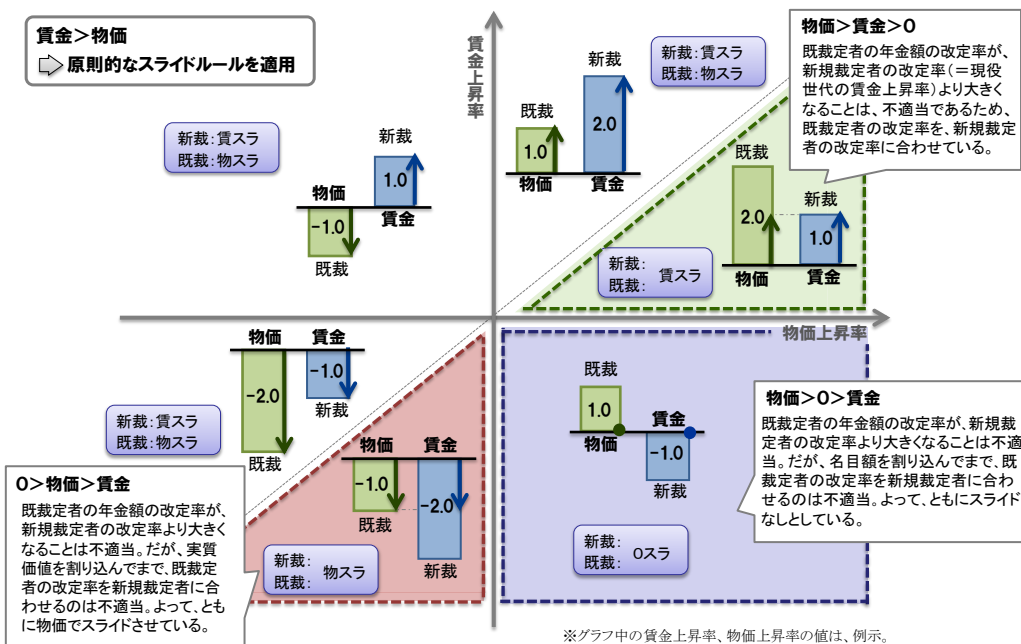
（平成26年の値） （平成23～25年度の平均） （平成24年度の変化率）

【賃金上昇率>物価上昇率のとき】原則的なスライドルールを適用



ただし、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点などから、今年度のように賃金水準の変動よりも物価水準の変動が大きい場合には、既裁定年金も名目手取り賃金変動率で改定される旨が法律に規定されています。

【物価上昇率>賃金上昇率のとき】特例的なスライドルールを適用



平成 27 年度の年金額は、平成 27 年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率（2.3%）よりも物価変動率（2.7%）が高くなるため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率（2.3%）によって改定されます。さらに平成 27 年度は、名目手取り賃金変動率にマクロ経済スライドの調整率（▲0.9%）が乗じられることになり、平成 26 年度の本来水準の年金額からの改定率は+1.4%となります。

なお、特例水準の段階的な解消（▲0.5%）があるため、平成 26 年度の特例水準の年金額からの改定率は、基本的には+0.9%となります。（→ [5. 特例水準の解消 P.24](#) 参照）

年金額の改定に用いる各種指標の動向

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
① 物価変動率	▲1.4% (21 年)	▲0.7% (22 年)	▲0.3% (23 年)	0.0% (24 年)	0.4% (25 年)	2.7% (26 年)
② 実質賃金変動率 (3 年度平均)	▲1.0% (18~20 年度)	▲1.3% (19~21 年度)	▲1.1% (20~22 年度)	▲0.4% (21~23 年度)	0.1% (22~24 年度)	▲0.2% (23~25 年度)
③ 可処分所得割合変化率	▲0.2% (19 年度)	▲0.2% (20 年度)	▲0.2% (21 年度)	▲0.2% (22 年度)	▲0.2% (23 年度)	▲0.2% (24 年度)
④ 名目手取り賃金変動率	▲2.6%	▲2.2%	▲1.6%	▲0.6%	0.3%	2.3%

(注) ④ = ① × ② × ③

(例) 平成 27 年度の場合 : $1.023 (2.3\%) = 1.027(2.7\%) \times 0.998(\text{▲}0.2\%) \times 0.998(\text{▲}0.2\%)$

○ 公的年金受給者の年金総額の推移

(年度末時点 単位：億円)

	総数	国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金
平成 21 年度	502,554	180,421	255,333	66,768	32
22	511,332	185,352	258,761	67,199	21
23	522,229	191,168	263,023	68,026	13
24	532,397	199,912	263,902	68,575	8
25	528,436	206,546	256,672	65,214	5

(注) 上記の受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）を合計したものである。また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。また、共済組合の数値には、職域加算部分を含む。

○ 年金額（月額）の推移

※ 実際の年金額は年単位で計算され、2カ月に1度、前月・前々月分をまとめて支払う。

	基礎年金	厚生年金（注1）
平成16年度	66,208円	233,299円
平成17年度	66,208円	233,299円
平成18年度	66,008円	232,591円
平成19年度	66,008円	232,591円
平成20年度	66,008円	232,591円
平成21年度	66,008円	232,591円
平成22年度	66,008円	232,591円
平成23年度	65,741円	231,648円
平成24年度	65,541円	230,940円
平成25年4月～9月	65,541円	230,940円
平成25年9月～	64,875円	228,591円
平成26年度	64,400円	226,925円※

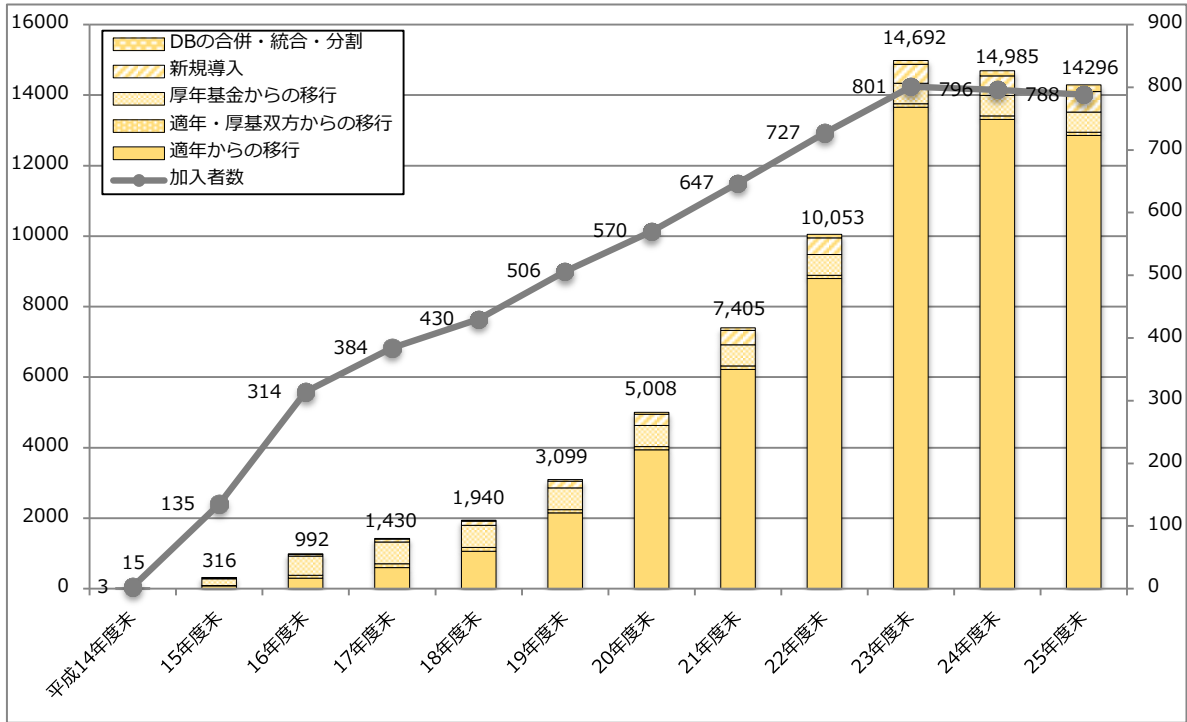
（注1）夫が平均的な収入（平均標準報酬月額（賞与を除く）36.0万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が受け取り始めるときの年金額（夫婦2人分の基礎年金と夫の厚生年金）。

	基礎年金	厚生年金（注2）
平成27年度	65,008円	221,507円※

（注2）夫が平均的な収入（平均標準報酬額（賞与含む月額換算）42.8万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が受け取り始めるときの年金額（夫婦2人分の基礎年金と夫の厚生年金）。

※ 厚生年金の額が平成26年度と平成27年度を比較すると減額となっているのは、平成27年度については、特例水準の解消により、直近の状況に即してモデルの前提・計算式を改めたことによる。

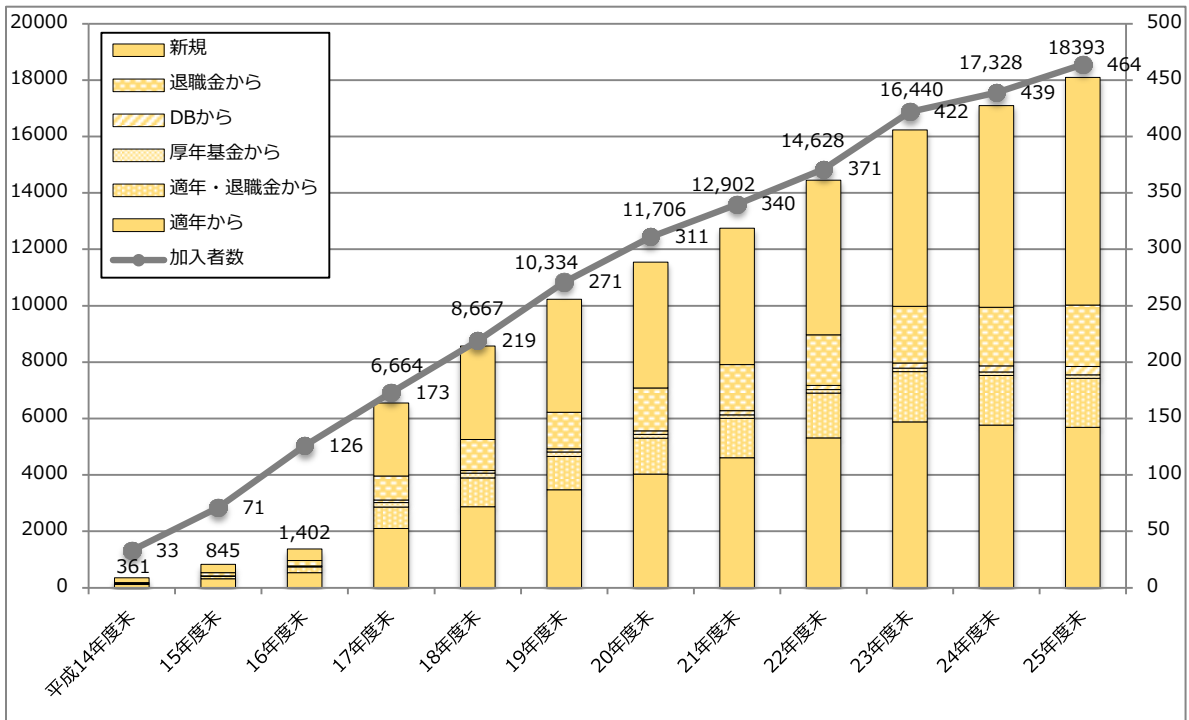
○ 確定給付企業年金制度 設立時の移行元の件数の推移



平成 26 年厚生労働省調べ

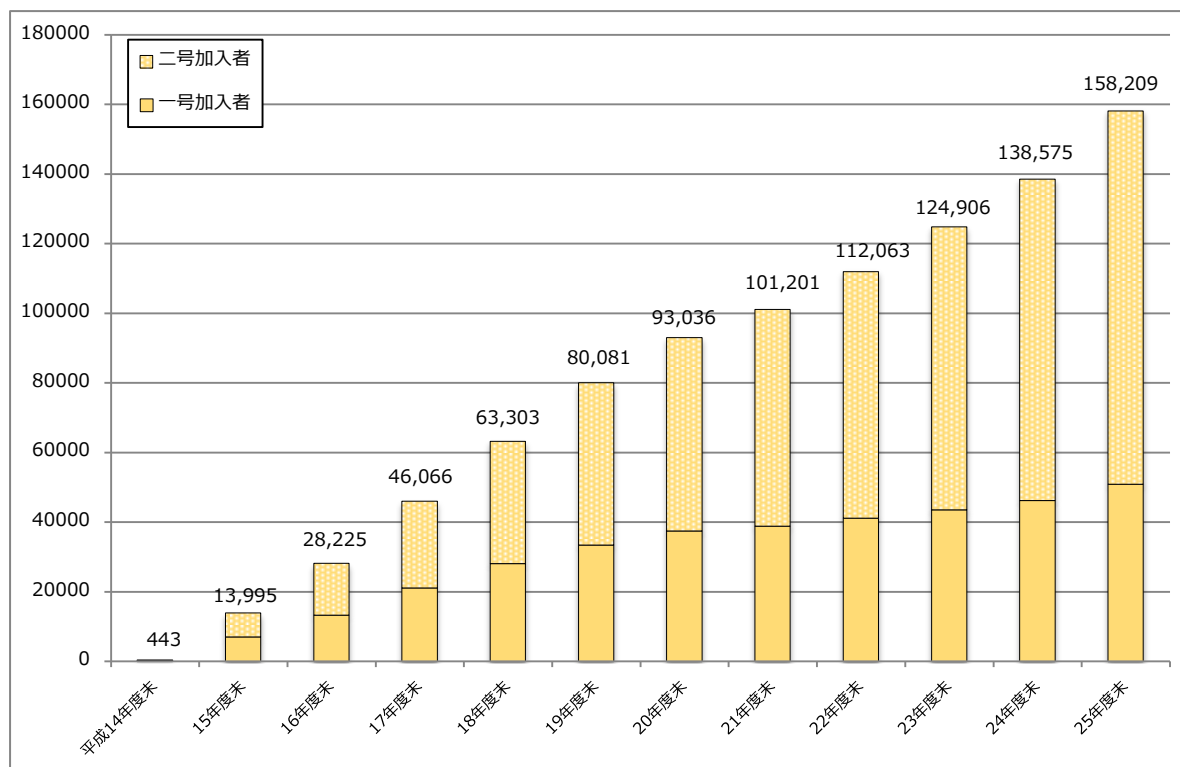
出所：生命保険協会・信託協会・JA 共済連「企業年金の受託概況」

○ 確定拠出年金（企業型）の推移 設立時の移行元別事業主数・加入者数



平成 26 年厚生労働省調べ

○ 確定拠出年金（個人型）の推移 加入者数



平成 26 年厚生労働省調べ

○ 年金積立金全体の運用状況

	年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の運用収益(①)					年金特別会計で管理する積立金の運用収益(預託金)(②)	年金積立金全体の運用収益			(参考)		
	収益率 (控除前)	累積損益	年金特別会計 への納付金	会計上の 累積損益	(①+②)		年金積立金全体の 年度末資産額 ^(注4)	GPIF				
					収益率				累積損益	収益率	累積損益	
平成13年度	-13,084	-1.80%	(注1) -29,976	平成4年度 133	-30,109	40,870	2.99%	27,787	1.94%	27,787	144.3兆円	38.6兆円
平成14年度	-30,608	-5.36%	-60,584	0	-60,717	32,968	2.75%	2,360	0.17%	30,146	141.5兆円	50.2兆円
平成15年度	44,306	8.40%	-16,278	0	-16,411	24,407	2.41%	68,714	4.90%	98,860	145.6兆円	70.3兆円
平成16年度	22,419	3.39%	6,141	0	6,008	17,169	2.06%	39,588	2.73%	138,448	148.0兆円	87.2兆円
平成17年度	86,811	9.88%	92,952	8,122	84,897	11,533	1.73%	98,344	6.83%	236,792	150.0兆円	102.9兆円
平成18年度	37,608	3.70%	(注2) 130,562	19,611	102,897	8,061	1.61%	45,669	3.10%	282,461	149.1兆円	114.5兆円
平成19年度	-56,455	-4.59%	74,108	13,017	33,225	4,678	1.45%	-51,777	-3.53%	230,684	138.6兆円	119.9兆円
平成20年度	-94,015	-7.57%	-19,908	17,936	-78,727	839	0.57%	-93,176	-6.86%	137,508	123.8兆円	117.6兆円
平成21年度	91,500	7.91%	71,592	0	12,773	54	0.09%	91,554	7.54%	229,062	128.3兆円	122.8兆円
平成22年度	-3,281	-0.25%	68,311	2,503	6,989	19	0.03%	-3,263	-0.26%	225,799	121.9兆円	116.3兆円
平成23年度	25,843	2.32%	94,154	1,398	31,434	20	0.03%	25,863	2.17%	251,662	119.4兆円	113.6兆円
平成24年度	111,983	10.23%	206,137	6,291	137,126	17	0.03%	112,000	9.56%	363,662	126.0兆円	120.5兆円
平成25年度	101,938	8.64%	308,075	21,116	217,948	13	0.02%	101,951	8.23%	465,613	132.1兆円	126.6兆円
合計	(注3) 324,965 【308,075】	(注3) 2.51%	—	90,127	—	140,648	(注3) 1.21%	465,613	(注3) 2.71%	—		

※ 平成13年度から平成22年度までのGPIFの運用収益、年金積立金全体の運用収益及び年金積立金全体の年度末資産額には、承継資産の損益を含んでいる。

※ GPIFの年度末資産額には、財政融資資金からの借入金額が含まれている。

※ 平成25年度のGPIFの運用収益は、会計上の数値(外貨建て投資信託受益証券ファンドについては、その他有価証券として区分し、取得原価による評価を行っている)を元に算出している。

※ 四捨五入のため、合算した数値は一致しない場合がある。

(注1) GPIFの平成13年度の累積損益は、旧事業団から承継した累積利差損益(-1兆7,025億円)を含み、平成4年度の年金特別会計への納付金(133億円)を加えた額である。

(注2) GPIFの平成18年度の累積損益には、平成18年4月の管理運用法人の設立に際し、資産の評価替えに伴う評価増(3億円)を含んでいる。

(注3) GPIFの平成13年度からの運用収益額の合計は32兆4,965億円であるが、これに旧事業団から承継した累積利差損益(-1兆7,025億円(平成12年度末))を減じ、平成4年度の年金特別会計への納付金(133億円)を加え、平成18年4月の管理運用法人の設立に際し資産の評価替えに伴う評価増(3億円)を加味したものが、旧事業団、旧基金及び管理運用法人の運用収益の合計【30兆8,075億円】である。

(注4) 年金積立金全体の年度末資産額は、年金特別会計で管理する積立金とGPIFで管理する資産の合計額である。

○ 年金制度の国際比較

(平成27年3月作成)

	制度体系	強制加入対象者	保険料率 ^{注1} (2014年末)	支給開始年齢 (2014年末)	年金受給のために必要とされる加入期間	国庫負担
日本	2階建て 	全居住者	(一般被用者) 厚生年金保険：17.474% (2014.9～) (労使折半) (第1号被保険者) 国民年金：15,250円/月 (2014.4～、定額)	基礎年金：65歳 厚生年金 男性：61歳 女性：60歳 ※男性は2025年度までに、女性は2030年度までに65歳に引上げ	25年 (税制抜本改革法の施行時期にあわせて、25年から10年に短縮される予定)	基礎年金 給付費の 2分の1
アメリカ	1階建て (適用対象外) 	被用者 及び 自営業者	12.4% (労使折半)	66歳 ※2027年までに67歳に引上げ	40加入四半期 (10年相当)	原則なし
英国 ^{注2}	2階建て (適用対象外) 	被用者 及び 自営業者	(一般被用者) 25.8% 本人：12.0% 事業主：13.8% ※保険料は、年金のほか、雇用保険等の給付に充てるものとして徴収。	男性：65歳 女性：62歳5カ月 ※女性について2018年までに65歳に引き上げられた後、男女ともに2020年までに66歳に引上げ。 ※2026年から2046年にかけて男女ともに66歳から68歳に引上げ。 ^{注2}	なし (2016年4月に10年を超えない範囲で設けられる予定) ^{注2}	原則なし
ドイツ	1階建て (適用対象外) 	被用者 及び 一部の職業 に従事する 自営業者 (弁護士、 医師等)	(一般被用者) 18.9% (労使折半)	65歳3カ月 ※2029年までに67歳に引上げ	5年	給付費の 27.3% (2013年)
フランス	1階建て (適用対象外) 	被用者 及び 自営業者	(一般被用者) 17.25% 本人：7.05% 事業主：10.20%	61歳2カ月 ※2017年までに62歳に引上げ(ただし、満額拠出期間を満たしていない者が65歳(67歳まで引上げ予定)前に支給開始した場合は減額される。)	なし	歳入の 36.5% (2013年)
スウェーデン	1階建て 	被用者 及び 自営業者	17.21% 本人：7.0% 事業主：10.21% ※その他に遺族年金の保険料1.17%が事業主にかかる(老齢年金とは別制度)	61歳以降 本人が選択 (ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)	なし (保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要)	保証年金部分

注1 諸外国の保険料率は、一般被用者については、賃金に対する割合(ただし、スウェーデンの本人負担分は所得に対する割合)。

注2 英国：2014年年金法の成立により、基礎年金と国家第二年金に代わる定額・一層型の公的年金(支給に必要な期間が10年を超えない範囲で設けられる予定。2016年4月6日以降に支給開始年齢に到達する者が対象。)の創設、支給開始年齢の引上げの前倒し等が決定された。

資料出所

- ・ Social Security Programs Throughout the World : Europe,2014 / The Americas,2013
- ・ Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union
- ・ 先進諸国の社会保障 ①イギリス ④ドイツ ⑤スウェーデン ⑥フランス ⑦アメリカ(東京大学出版会) ・ 各国政府の発表資料 (ほか)

お問い合わせ先

厚生労働省（代表）03-5253-1111			
章	節	担当課	内線
1. 保険料を納める	1～4	年金局 年金課	3336
2. 年金を受け取る	1～5	年金局 年金課	3336
3. 外国で生活する	1	年金局 国際年金課	3317
	2	年金局 年金課	3336
4. 企業年金などに加入する	1～3	年金局 企業年金国民年金基金課	3329
5. 公的年金の財政	1	年金局 数理課/年金課	3355/3336
	2	年金局 総務課（資金運用担当）	3360
・内容全般 ・担当課がわからないとき		年金局 総務課	3316

※ 公的年金に係る一連の運營業務（適用・徴収・記録管理・相談・決定・給付など）は日本年金機構が実施しています。これらに関するお問い合わせは「ねんきんダイヤル」（0570-05-1165）またはお近くの年金事務所までお問い合わせください。